

## 第103期 定時株主総会 招集ご通知

### 日時

2020年6月24日（水曜日）  
午前10時

### 場所

京都市右京区梅津西浦町14番地  
**当社会議室**

（末尾の「当社へのご案内」をご参照ください。）

### 決 議 事 項

- |       |   |
|-------|---|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件  |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件  |
| 第3号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件                            |
| 第4号議案 | 監査等委員である取締役4名選任の件                                     |
| 第5号議案 | 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件                                  |
| 第6号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件                        |
| 第7号議案 | 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件                                 |
| 第8号議案 | 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬等の額および内容決定の件 |
| 第9号議案 | 当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）更新の件                       |

本年から、株主総会ご出席株主様へお配りしておりましたお土産は取り止めさせていただくこととなりました。  
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

郵送による議決権行使期限

2020年6月23日（火曜日）  
午後4時45分まで

株 主 各 位

京都市右京区梅津西浦町14番地  
**サンコール株式会社**  
代表取締役社長 大谷 忠雄

## 第103期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、当社第103期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月23日（火曜日）午後4時45分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月24日（水曜日）午前10時
2. 場 所 京都市右京区梅津西浦町14番地 当社会議室
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第103期(2019年4月1日から2020年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第103期(2019年4月1日から2020年3月31日まで)計算書類の内容報告の件

### 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
- 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件
- 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件
- 第8号議案 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬等の額および内容決定の件
- 第9号議案 当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）更新の件

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎ 本招集ご通知において提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.suncall.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載していません。
    - ① 事業報告の「会社の体制および方針」
    - ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
    - ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」したがって、本招集ご通知添付書類に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人又は監査役（監査等委員会、監査委員会）が会計監査報告又は監査報告を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。
  - ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ホームページ (<https://www.suncall.co.jp/>) に掲載させていただきます。
  - ◎ 例年株主総会終了後に実施しておりました株主交流会は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止させていただきます。

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、経営環境の変化への備えならびに強靱な経営体質の構築のため、内部留保の充実に意を用いつつ、安定した配当を継続して行うことを基本としており、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類  
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額  
当社普通株式1株につき11円  
総額 351,830,270円  
なお、当期の年間配当金は、1株につき中間配当金9円を含め、20円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日  
2020年6月25日

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

(1) 当社は、複数の社外取締役を含む監査等委員である取締役を置くことで、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るため監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたしたいと存じます。

これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員および監査等委員会に関する規定の新設、監査役および監査役会に関する規定の削除ならびに、上記の各変更に伴う字句の修正その他の所要の変更を行うものであります。

(2) 会社法の一部を改正する法律（平成26年法律第90号）により、責任限定契約の締結をすることができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役が期待される役割を十分に発揮することができるよう、現行定款第27条第2項の変更を行うものであります。なお、本定款変更については、各監査役の同意を得ております。本議案に係る決議の効力は、本株主総会終結の時をもって発生するものといたします。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略) (機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、取締役会、<u>監査役、監査役会</u>及び会計監査人を置く。</p> <p>第5条 (条文省略)</p> <p>第2章 株式</p> <p>第6条～第9条 (条文省略) (株主名簿管理人)</p> <p>第10条 (条文省略)</p> <p>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、<u>取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u></p> <p>3 (条文省略)</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり) (機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、取締役会、<u>監査等委員会</u>及び会計監査人を置く。</p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p>第2章 株式</p> <p>第6条～第9条 (現行どおり) (株主名簿管理人)</p> <p>第10条 (現行どおり)</p> <p>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、<u>取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定め、これを公告する。</u></p> <p>3 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(株式取扱規則)</p> <p>第11条 当会社の株式に関する取扱い、手数料及び株主の権利の行使に関する手続については、法令又は本定款に定めがあるもののほか、取締役会で定める株式取扱規則による。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第13条 (条文省略) (招集権者及び議長)</p> <p>第14条 株主総会は、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>第15条～第17条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会 (員数)</p> <p>第18条 当会社の取締役は、10名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>3 (条文省略)</p> <p>(任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>(株式取扱規則)</p> <p>第11条 当会社の株式に関する取扱い、手数料及び株主の権利の行使に関する手続<u>き</u>については、法令又は本定款に定めがあるもののほか、<u>取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役</u>の定める株式取扱規則による。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第13条 (現行どおり) (招集権者及び議長)</p> <p>第14条 株主総会は、<u>代表取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>第15条～第17条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会 (員数)</p> <p>第18条 当会社の取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>は、10名以内とする。</p> <p>2 <u>当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会において、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。</u></p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第20条 取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>

現行定款 (新設)	変更案
<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第22条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第24条 (条文省略)</p>	<p>3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第22条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>代表取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>代表取締役</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第24条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第25条 (条文省略) (報酬等)</p> <p>第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。 (取締役の責任免除)</p> <p>第27条 (条文省略)</p> <p>2 当会社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の定める額を限度として責任を限定する契約を締結することができる。</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会 (員数)</p> <p>第28条 当会社の監査役は、4名以内とする。 (選任方法)</p> <p>第29条 監査役は株主総会において選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p style="text-align: center;">(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第25条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p> <p>第26条 (現行どおり) (報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。 (取締役の責任免除)</p> <p>第28条 (現行どおり)</p> <p>2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査等委員会 (削除)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p>



現行定款	変更案
<p><u>(任期)</u>  第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。  2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	(削除)
<p><u>(常勤の監査役)</u>  第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	(削除)
<p><u>(監査役会の招集通知)</u>  第32条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。  2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p>	(削除)
<p><u>(監査役会規則)</u>  第33条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p>	(削除)
<p><u>(報酬等)</u>  第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	(削除)
<p><u>(監査役の責任免除)</u>  第35条 当社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める範囲内で免除することができる。  2 当社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の定める額を限度として責任を限定する契約を締結することができる。</p>	(削除)

現行定款	変更案
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会の招集通知)</u>  <u>第29条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>  <u>2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会規則)</u>  <u>第30条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p>
<p>第6章 計算  第36条～第39条 (条文省略)</p>	<p>第6章 計算  第31条～第34条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>附則</u>  <u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u>  <u>当社は、第103期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生じる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める範囲内で免除することができる。</u>  <u>(社外監査役の責任限定契約に関する経過措置)</u>  <u>第103期定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第35条第2項の定めるところによる。</u></p>

**第3号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決された場合、監査等委員会設置会社へ移行いたします。これに伴い、会社法第332条第7項第1号により、取締役全員は、当該定款変更の効力が生じた時、すなわち本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）7名の選任をお願いしたいと存じます。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力が発生するものとします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

1 おおたに ただお  
**大谷 忠雄**

生年月日	1960年9月27日生	所有する当社の株式数	38,558株
略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	1985年4月 当社入社 2004年4月 当社デジタル製品Ⅱ部門SMP部長 2011年4月 当社執行役員 サスペンション事業部門長代理 2011年6月 当社執行役員 サスペンション事業部門長 2014年4月 当社常務執行役員 情報・精密製品部門長 2015年6月 当社取締役 常務執行役員 情報・精密製品部門長 2015年11月 当社取締役 常務執行役員 生産・事業管理副本部長 2017年4月 当社取締役 常務執行役員 生産事業本部長 2017年6月 当社代表取締役 専務取締役 常務執行役員 生産事業本部長 2018年6月 当社代表取締役社長 現在に至る [重要な兼職] 該当事項はありません。		
取締役候補者とした理由	当社デジタル製品部門、サスペンション部門および情報・精密製品部門等のさまざまな事業分野において優れた手腕を発揮され、2015年6月の当社取締役就任、2018年6月の代表取締役社長就任からも卓越した経営手腕を発揮されていることから、持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断したためです。		

(注) 1. 大谷忠雄氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 上記所有株式数には、サンコール役員持株会名義の実質所有株式数が含まれております。

## 2 奈良 正

生年月日	1960年8月31日生	所有する当社の株式数	2,460株
略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	<p>1985年4月 トヨタ自動車株式会社入社</p> <p>2007年1月 ダイハツ工業株式会社 第2エンジン部出向 エンジン主査</p> <p>2009年1月 トヨタ自動車株式会社 第2エンジン技術部 第22エンジン設計室 ユニット主査</p> <p>2012年1月 Toyota Motor Asia Pacific Engineering &amp; Manufacturing Co.,Ltd. (バンコク) 出向 Vice President</p> <p>2016年1月 トヨタ自動車株式会社 ユニット統括部 パワートレーン企画室主査</p> <p>2016年8月 同社 エンジン設計部 エンジン開発統括室 主査</p> <p>2017年1月 当社 精密機能加工 I 部門長付</p> <p>2017年4月 当社 執行役員 精密機能加工 I 部門長</p> <p>2019年4月 当社 常務執行役員 精密機能加工 I 部門長</p> <p>2019年6月 当社取締役 常務執行役員 精密機能加工 I 部門長</p> <p>現在に至る</p> <p>[重要な兼職] サンコール菊池株式会社 取締役 SUNCALL HIGH PRECISION (THAILAND) LTD. 取締役 HS POWER SPRING MEXICO,S.A.de C.V. 取締役</p>		
取締役候補者とした理由	<p>長年にわたるトヨタ自動車株式会社等における技術部門の責任者等としてのさまざまな経験に加え、2017年4月の当社執行役員就任以来、担当部門において、その経験を活かし、2019年6月の当社取締役就任からも優れた経営手腕を発揮されていることから、持続的な企業価値向上の実現のために、適切な人材と判断したためです。</p>		

- (注) 1. 奈良正氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 上記所有株式数には、サンコール役員持株会名義の実質所有株式数が含まれております。

### 3 いその 磯野 ゆうじ 裕司

生年月日	1962年2月27日生	所有する当社の株式数	12,928株
略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	<p>1984年4月 当社入社</p> <p>2008年4月 当社精密機能加工部門 機能部品部長</p> <p>2009年4月 SUNCALL AMERICA INC. 社長</p> <p>2014年4月 当社執行役員 精密機能材料部門長</p> <p>2017年4月 当社常務執行役員 精密機能材料部門長</p> <p>2018年4月 当社常務執行役員 生産事業本部副本部長 兼 精密機能加工Ⅱ部門長</p> <p>2018年6月 当社取締役 常務執行役員 生産事業本部長 兼 精密機能加工Ⅱ部門長</p> <p>現在に至る</p> <p>[重要な兼職] サンコールエンジニアリング株式会社 取締役 SUNCALL AMERICA INC. 取締役 SUNCALL (Guangzhou) CO.,LTD. 監事 SUNCALL (Tianjin) Co.,Ltd. 監事</p>		
取締役候補者とした理由	<p>当社精密機能加工部門、精密機能材料部門等のさまざまな事業分野において優れた実績を残され、2018年6月の当社取締役就任以降においても、その卓越した経営手腕により当社の経営の一旦を担ってこられたことから、今後も当社の持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断したためです。</p>		

- (注) 1. 磯野裕司氏と当社との間に特別の利害関係はありません。  
2. 上記所有株式数には、サンコール役員持株会名義の実質所有株式数が含まれております。

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類／監査報告

計算書類／監査報告

4 おおひろ よしのり  
大廣 義徳 (新任)

生年月日	1961年6月19日生	所有する当社の株式数	0株
略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	<p>1985年4月 伊藤忠商事株式会社入社          2001年7月 同社 カサブランカ事務所長          2004年4月 同社 伊藤忠フランス会社社長          2009年10月 同社 自動車第二部長代行          2014年4月 ITOCHU AUTOMOBILE AMERICA INC. PRESIDENT &amp; CEO          2018年5月 伊藤忠商事株式会社 自動車・建機・産機部門長補佐          2019年4月 当社 常務執行役員 営業部門長付          2019年6月 当社 常務執行役員 営業部門長          現在に至る          [重要な兼職] Suncall (Guangzhou) Trading Co.,Ltd. 董事長</p>		
取締役候補者とした理由	<p>グローバルにビジネスを展開する企業においてさまざまな分野で実績を残され、また2019年4月の当社常務執行役員就任以来、主に当社海外部門、営業部門においてその経験と経営に関する高い見識を発揮されていることから、持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断したためです。</p>		

(注) 大廣義徳氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

5 <sup>すぎむら</sup>杉村 <sup>かずとし</sup>和俊 (新任)

生年月日	1963年5月14日生	所有する当社の株式数	14,014株
略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	1986年4月 当社入社 2004年3月 SUNCALL CO., (H.K.) LTD. 董事総経理（香港駐在） 2009年4月 当社 業務・管理部門 財務・業務管理部長 2013年4月 当社 業務・管理部門長 2014年4月 当社執行役員 業務・管理部門長 2017年4月 当社常務執行役員 業務・管理部門長 現在に至る [重要な兼職] SUNCALL CO., (H.K.) LTD. 取締役 Suncall Technologies (SZ) Co., Ltd. 董事長		
取締役候補者とした理由	当社業務・管理部門において優れた手腕を発揮され、また、2014年4月の当社執行役員就任以降においても、その担当部門において卓越した経営手腕を発揮されていることから、今後も当社の持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断したためです。		

- (注) 1. 杉村和俊氏と当社との間に特別の利害関係はありません。  
 2. 上記所有株式数には、サンコール役員持株会名義の実質所有株式数が含まれております。

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類／監査報告

計算書類／監査報告

## 6 土井 俊英

生年月日	1962年1月14日生	所有する当社の株式数	0株
略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	1984年4月 伊藤忠商事株式会社入社 2007年10月 同社 自動車第二部 中近東・アフリカ課長 2009年5月 同社 自動車部門 企画統括課長 2010年4月 同社 自動車第一部長代行 2013年4月 同社 産機・電子システム部長代行 2014年4月 株式会社ヤナセ出向 常務執行役員（東京駐在） 2017年4月 伊藤忠商事株式会社 サウジアラビア代表（リヤド駐在） リヤド事務所長 兼 アルコバール事務所長 2019年4月 伊藤忠オートモービル株式会社 取締役 経営企画室長 現在に至る 2019年6月 当社取締役 現在に至る [重要な兼職] 伊藤忠オートモービル株式会社 取締役 経営企画室長		
社外取締役候補者とした理由	伊藤忠商事株式会社において、主に自動車部門における国内外での長年の経験を有しておられますことから、当社の経営に対する監督とチェック機能を期待したためであります。上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。		

(注) 1. 土井俊英氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 土井俊英氏は、社外取締役候補者であります。

土井俊英氏は、現在、当社の社外取締役であり、当社の社外取締役としての在任期間は、2019年6月25日開催の第102期定時株主総会において選任されてから本総会終結の時をもって1年間であります。

土井俊英氏の兼職先である伊藤忠オートモービル株式会社は、当社の主要株主である伊藤忠商事株式会社の連結子会社ですが、それ以外の特別な関係はありません。

3. 当社は、土井俊英氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める額を最低責任限度額として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏が再任された際には、当該契約を継続する予定であります。



生年月日	1962年2月18日生	所有する当社の株式数	0株
略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	<p>1982年4月 株式会社神戸製鋼所入社</p> <p>2010年4月 同社鉄鋼事業部門 加古川製鉄所 製鉄部長</p> <p>2014年4月 同社鉄鋼事業部門 神戸製鉄所 副所長 兼 鉄鋼事業部門 神戸製鉄所 計画室長</p> <p>2015年4月 同社鉄鋼事業部門 神戸製鉄所 副所長</p> <p>2016年6月 同社鉄鋼事業部門 神戸製鉄所 副所長 兼 鉄鋼事業部門 加古川製鉄所 製鉄部担当役員補佐</p> <p>2017年4月 同社理事 鉄鋼事業部門 技術総括部長</p> <p>2018年4月 同社執行役員 鉄鋼事業部門 神戸製鉄所長</p> <p>2018年6月 当社取締役 現在に至る</p> <p>2020年4月 株式会社神戸製鋼所 常務執行役員 鉄鋼アルミ事業部門 加古川製鉄所長 現在に至る</p> <p>[重要な兼職] 株式会社神戸製鋼所 常務執行役員 鉄鋼アルミ事業部門 加古川製鉄所長</p>		
社外取締役候補者とした理由	<p>長年にわたる株式会社神戸製鋼所における製造責任者としての経験や、技術面を含む専門知識から、当社の経営に対する監督とチェック機能を期待したためです。上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。</p>		

- (注) 1. 北山修二氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 北山修二氏は、社外取締役候補者であります。  
北山修二氏は、現在、当社の社外取締役であり、当社の社外取締役としての在任期間は、2018年6月22日開催の第101期定時株主総会において選任されてから本総会終結の時をもって2年間です。  
北山修二氏の兼職先である株式会社神戸製鋼所は、当社の主要株主であり、材料供給元ですが、それ以外の特別な関係はありません。
3. 当社は、北山修二氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める額を最低責任限度額として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏が再任された際には、当該契約を継続する予定であります。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

当社は、第2号議案の「定款一部変更の件」が承認可決された場合、監査等委員会設置会社へ移行いたします。これに伴い、会社法第336条第4項第2号により、監査役全員は、当該定款の変更の効力が生じた時、すなわち本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力が発生するものとします。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

#### 1 よしおか やすし 吉岡 靖之 (新任)

生年月日	1958年9月29日生	所有する当社の株式数	1,045株
略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	1982年4月 伊藤忠商事株式会社入社 2006年4月 同社 監査部第四チーム長 2011年4月 同社 監査部内部統制整備推進室長 2013年4月 同社 監査部監査第四室長 2015年6月 同社 監査役室長 2018年6月 当社 常勤監査役 現在に至る [重要な兼職] 該当事項はありません。		
社外取締役候補者とした理由	社外取締役としての独立性・客観性に加え、過去、当社の主要株主である伊藤忠商事株式会社における長年にわたる内部監査等の責任者としての経験や、経営幹部の監査役室長としてのコーポレート・ガバナンス、コンプライアンスについての高い専門性から、経営の専門家としての取締役の知見等を有されておりますので、監査等委員である社外取締役として、適法性だけでなく、妥当性の観点からも、当社の経営に対する監督とチェック機能を発揮いただけるものと判断しております。		

(注) 1. 吉岡靖之氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 上記所有株式数には、サンコール役員持株会名義の実質所有株式数が含まれております。

3. 吉岡靖之氏は、社外取締役候補者であります。

吉岡靖之氏は、現在、当社の社外監査役であり、当社の社外監査役としての在任期間は、2018年6月22日開催の第101期定時株主総会において選任されてから本総会終結の時をもって2年間です。

4. 当社は、吉岡靖之氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める額を最低責任限度額として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏の選任が承認された場合、同様の契約を締結する予定であります。

2 若林 正二郎 (新任)

生年月日	1959年8月7日生	所有する当社の株式数	34,513株
略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	1985年4月 当社入社 2006年4月 サンコールエンジニアリング株式会社 代表取締役社長 2011年4月 当社執行役員 開発部門長 2014年4月 当社常務執行役員 開発部門長 2017年4月 当社常務執行役員 サスペンション部門長 2017年6月 当社取締役 常務執行役員 サスペンション部門長 現在に至る [重要な兼職] 該当事項はありません。		
取締役候補者とした理由	2006年4月からのサンコールエンジニアリング株式会社の代表取締役として、また2017年6月からは当社取締役として、卓越した経営手腕を発揮されていることから、経営の専門家としての知見等を有されておりますので、監査等委員である取締役として、適法性だけでなく、妥当性の観点からも、当社の経営に対する監督とチェック機能を発揮いただけるものと判断しております。		

- (注) 1. 若林正二郎氏と当社との間に特別の利害関係はありません。  
 2. 上記所有株式数には、サンコール役員持株会名義の実質所有株式数が含まれております。

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類／監査報告

計算書類／監査報告

### 3 田中 敦 (新任)

生年月日	1960年7月28日生	所有する当社の株式数	0株
略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	1994年4月 関西学院大学経済学部助教授 2000年4月 同大学教授 現在に至る [重要な兼職] 関西学院大学経済学部教授 神戸市消費生活会議会長 兵庫県企業庁経営評価委員会副会長		
受賞経歴	2018年5月 消費者支援功労者表彰（内閣府特命担当大臣表彰）		
社外取締役候補者とした理由	会社法上の社外取締役の要件だけでなく、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たすことから、独立性・客観性を有されておりますし、関西学院大学経済学部教授として、金融分野を専門の一つとされていることから、当社からは独立した立場から、客観的・総合的に、監査等委員である社外取締役として、適法性だけでなく妥当性の観点からも当社の経営に対する監督とチェック機能を発揮いただけるものと判断しております。なお、同氏は過去に会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。		

- (注) 1. 田中敦氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 田中敦氏は、社外取締役候補者であります。
3. 田中敦氏の選任が承認された場合、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員とする予定であります。
4. 田中敦氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める額を最低責任限度額として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

4 ひらやま ひろみ  
平山 廣美 (新任)

生年月日	1950年7月5日生	所有する当社の株式数	0株
略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	1973年4月 レンゴー株式会社入社 2001年6月 同社経営企画部長代理 2004年7月 同社関連事業部部长 2007年7月 同社法務部長 2010年4月 同社理事法務部長 2011年6月 同社常勤監査役 2015年6月 同社常勤監査役退任 2018年6月 当社取締役 現在に至る [重要な兼職] 該当事項はありません。		
社外取締役候補者とした理由	会社法上の社外取締役の要件だけでなく、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たすことから、独立性・客観性を有されておりますし、上場企業における長年の法務部門責任者、常勤監査役等としての実務経験から、上場企業におけるコーポレート・ガバナンス、コンプライアンスに係る実務経験、専門的な知見を有されており、当社からは独立した立場から、客観的・総合的に、監査等委員である社外取締役として、適法性だけでなく妥当性の観点からも当社の経営に対する監督とチェック機能を発揮いただけるものと判断しております。		

(注) 1. 平山廣美氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 平山廣美氏は、社外取締役候補者であります。

平山廣美氏は、現在、当社の社外取締役であり、当社の社外取締役としての在任期間は、2018年6月22日開催の第101期定時株主総会において選任されてから本総会終結の時をもって2年間であります。

3. 当社は平山廣美氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員としており、同氏の選任が承認された場合、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

4. 当社は、平山廣美氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める額を最低責任限度額として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏の選任が承認された場合、同様の契約を締結する予定であります。

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類／監査報告

計算書類／監査報告

## 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決された場合、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしますと存じます。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力が発生するものとします。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

たなか ひとし  
田中 等

生年月日	1952年5月7日生	所有する当社の株式数	0株
略歴および重要な兼職の状況	1979年4月 大阪弁護士会登録、淀屋橋合同法律事務所(現弁護士法人淀屋橋・山上合同)入所 1986年1月 同事務所 パートナー 現在に至る [重要な兼職] 弁護士法人淀屋橋・山上合同 パートナー		
補欠の社外取締役候補者とした理由	第三者の視点から当社の経営に対する監督とチェック機能を期待したためであります。また同氏の長年にわたる弁護士としての経験・見識から監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。		

- (注) 1. 田中等氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 田中等氏は、補欠の社外取締役候補者であります。  
田中等氏の兼職先である弁護士法人淀屋橋・山上合同との間で顧問契約を締結しておりますが、当該弁護士法人への代価の支払額は僅少であり、それ以外の特別な関係はありません。
3. 田中等氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める額を最低責任限度額として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

## 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2013年6月25日開催の第96期定時株主総会において年額2億4,000万円以内（うち社外取締役の報酬等の額は2,000万円以内。取締役が使用人を兼ねる場合、その使用人分給与は含みません。）とご承認いただき今日に至っております。第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、現在の取締役の報酬枠を廃止し、経済情勢等諸般の事情を勘案して、改めて取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を「年額2億4,000万円以内（うち社外取締役2,000万円以内）」とさせていただきたいと存じます。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

現在の取締役は9名（うち社外取締役4名）ですが、第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は7名（うち社外取締役2名）となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力が発生するものとします。

## 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、経済情勢等諸般の事情を勘案して、監査等委員である取締役の報酬等の額を「年額7,000万円以内」とさせていただきたいと存じます。

第2号議案「定款一部変更の件」および第4号議案「監査等委員である取締役4名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、監査等委員である取締役は4名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力が発生するものとします。



## 第8号議案 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬等の額および内容決定の件

### 1. 議案の内容ならびに提案の理由および当該報酬を相当とする理由

当社は、2016年6月24日開催の第99期定時株主総会において取締役（社外取締役を除きます。）を対象とした「業績連動型株式報酬制度」（以下「本制度」といいます。）の導入についてご承認いただき今日に至っております。第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、現在の取締役（社外取締役を除きます。）に対する本制度に係る報酬枠を廃止し、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除きます。）に対して、本制度に基づく報酬枠を改めて設定することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、この報酬枠は、現在の本制度に係る報酬枠と同様、第6号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件」にてご承認をお願いしている報酬枠とは別枠で設定するものであります。

本議案は、監査等委員会設置会社への移行に伴う手続上のものであり、実質的な報酬の内容は、2016年6月24日開催の第99期定時株主総会においてご承認いただきました内容と同一であることから、相当であると考えております。

現時点において本制度の対象となる取締役の員数は5名であり、第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、対象となる取締役の員数は5名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力が発生するものとします。

### 2. 本制度における報酬等の額・内容等

#### (1) 本制度の概要

本制度は、当社が金員を拠出することにより設定する信託（以下「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、経営目標とする財務指標に対する達成度等一定の基準に応じて当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役にに対して交付されるという、業績連動型の株式報酬制度です。なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時です。

## (2) 当社が拠出する金員の上限

本信託の当初の信託期間は5年間とし、当社は、本制度により当社株式を取締役に交付するのに必要な当社株式の取得資金として、当該信託期間中に、金9億円を上限とする金員を、2017年6月株主総会終結の時をもって終了する任期から2021年6月株主総会終結の時をもって終了する任期までの5年間（以下「対象期間」といいます。）に在任する取締役に対する報酬として拠出し、一定の要件を満たす取締役を受益者として本信託を設定します。本信託は、当社が信託した金員を原資として、当社株式を取引所市場を通じてまたは当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。

注：当社が実際に本信託に信託する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込み額を合わせた金額となります。

なお、信託期間の満了時において、当社の取締役会の決定により、信託期間を延長し（本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転させることにより実質的に信託期間を延長する場合があります。以下同様とします。）本制度を継続することがあります。この場合、当社は、本制度により取締役に交付するのに必要な当社株式の追加取得資金として、その延長年数に金1億80百万円を乗じた金額を上限とする金員を本信託に追加拠出します。また、この場合には、かかる本制度の継続・信託期間の延長に応じて対象期間を延長し、延長された信託期間内に後記（3）①のポイント付与および後記（4）の当社株式の交付を継続します。

但し、上記のようにポイント付与を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、既にポイントを付与されているものの未だ退任していない取締役がある場合には、当該取締役が退任し当社株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。

なお、当社は、2016年6月24日開催の第99期定時株主総会でのご承認に基づき、現在の本制度のために2017年3月に本信託を設定し、取締役（社外取締役を除きます。）に対する株式取得資金として金2億81百万円を拠出しており、本信託は当該金銭を原資として当社株式を自己株式の処分（第三者割当の方法）により取得しております。本議案承認の効力発生後も、設定済みの本信託を通じて取締役に対し株式を交付する予定です。

### (3) 取締役に交付される当社株式数の算定方法と上限

#### ①取締役に対するポイントの付与方法およびその上限

当社は、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に対し、信託期間中の交付規程に定めるポイント付与日に、役位別基準ポイントおよび直前に終了する事業年度における業績連動係数に応じて算定される数のポイントを付与します。但し、当社が取締役に付与するポイントの総数は、1年当たり200,000ポイントを上限とします。

[算定式]

役位別基準ポイント × 業績連動係数\*

\*業績連動係数は、連結営業利益および連結売上高等の経営目標とする財務指標に対する達成率等に基づき、0%から150%の範囲で変動します。但し、ポイント付与のための評価の対象とする期間において当該取締役が在任していなかった期間がある場合等には、その在任期間に応じてポイント数の調整を行うことがあります。

#### ②付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

取締役は、上記①で付与を受けたポイントの数に応じて、下記(4)の手に従い、当社株式の交付を受けます。

各取締役に交付すべき当社株式の数は、当該取締役に付与されたポイント数に1.0(但し、当社株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、かかる分割比率・併合比率等に応じて、合理的な調整を行います。)を乗じた数とします。

### (4) 取締役に対する当社株式の交付

各取締役に対する当社株式の交付は、各取締役がその退任時に所定の受益者確定手続を行うことにより、本信託から行われます。但し、このうち一定の割合の当社株式については、源泉所得税等の納税資金を当社が源泉徴収する目的で、本信託内で売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付します。また、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。

## 第9号議案 当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（買取防衛策）更新の件

当社は、2008年6月23日開催の当社第91期定時株主総会において、当社株券等の大規模買付行為への対応策（以下「旧プラン」といいます。）を導入し、その後、2011年6月24日開催の当社第94期定時株主総会、2014年6月25日開催の当社第97期定時株主総会および2017年6月23日開催の第100期定時株主総会において、旧プランの更新について、株主の皆様からご承認をいただきましたが、更新後の旧プランの有効期限は、本定時株主総会終結の時となっております。

当社は、旧プランの更新後の社会・経済情勢の変化、買取防衛策をめぐる動向および議論の進展を受け、旧プランがさらに当社の企業価値および株主共同の利益に沿うものとなるよう検討を行いました。

その結果、当社は、2020年5月15日開催の当社取締役会において、本定時株主総会における株主の皆様のご承認が得られることを条件に、旧プランの一部を改定したうえで更新することを決議いたしました（以下、改定後の対応策を「本プラン」といいます。）。

本議案は、本プランへの更新につきまして、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

本プランの詳細は下記のとおりですが、本プランの旧プランからの主要な変更点は、以下のとおりです。

- ・当社取締役会が大規模買付者に対して情報提供を求める際の回答期限の上限を当社取締役会が買付証明書を受領した後60日間と設定しました。
- ・その他字句の修正等の所要の変更を行いました。

なお、本プランへの更新を決定した取締役会には、当社監査役3名が出席し、いずれの監査役からも本プランの採用に異議は出ておりません。

また、会社法、金融商品取引法ならびにそれらに関する規則、政令、内閣府令および省令等（以下、総称して「法令等」といいます。）に改正（法令等の名称の変更や従前の法令等を継承する新たな法令等の制定を含みます。）があり、これらが施行された場合には、本プランにおいて引用する法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後のこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に、それぞれ読み替えられるものとしたします。

### 記

## I 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

### 1. 基本方針の内容

当社取締役会は、公開会社として当社株式の自由な売買を認める以上、特定の者の大規模な株式買付行為に応じて当社株式の売買を行うかどうかは、最終的には当該株式を保有する株主の皆様のご判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかしながら、対象会社の経営陣の賛同を得ずに一方的に行われる大規模買付提案の中には、その目的等からみて企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が大規模買付提案の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

また、当社グループの企業価値を将来にわたって向上させるためには、中長期的な視点での企業経営が必要不可欠であり、そのためには、お客様、お取引先、従業員、地域社会等との良好な関係の維持はもとより、1943年の創業以来、当社が築き上げてきたさまざまな専門的・技術的なノウハウの活用等、当社グループの深い理解による事業の運営が必須です。

したがって、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方といたしましては、当社の企業理念、企業価値のさまざまな源泉および当社を支えていただいているステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させるものでなければならぬと考えております。したがって、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付提案またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと考えております。

## 2. 基本方針の実現に資する取組み

当社および当社グループは、上記1の基本方針の実現のために、次のとおりさまざまな取組みを行っております。

### (1) 基本的な考え方

- ア 株主の権利を尊重し、平等性を確保する。
- イ ステークホルダーとの相互利益を考慮し、適切に協働する。
- ウ 会社情報を適切に開示し、透明性を確保する。
- エ 取締役会は、「ビジネステーマ・戦略」を明確に示し、幅広い視野で客観的に“リスクの管理体制の構築”・“業務執行の監督”を行い、リーダーシップを発揮する。
- オ 株主の声に耳を傾け、また当社の経営方針に理解を得る機会を持ち、建設的な対話から、それを経営に反映させる体制整備に取り組む。

### (2) ガバナンス等の体制

#### ア 企業統治の体制

複数の社外取締役を含む監査等委員である取締役を置くことで、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実を図ることに加え、監督と業務執行を分離し迅速な意思決定を行うため監査等委員会設置会社に移行し、経営の健全性・透明性をさらに向上させるべく、コーポレート・ガバナンス体制の強化に努めてまいります。

#### イ 内部統制システム

わたしたちはグループ全体において、職務の執行が法令・定款に適合することを確保する体制、損失の危険を管理する体制、職務の執行が効率的に行われることを確保する体制等を整備し、これらを運用しております。「内部統制システムの充実」は、業務の効率化、適正化等を通じてさまざまな利益をもたらすと同時に、証券市場に対する内外の信頼を高め、当社を取り巻く全てのステークホルダーに多大な利益をもたらすものと

認識しております。業務ルールの標準化・文書化による責任・権限の明確化・業務の可視化、IT活用による不正・誤謬の発生しないシステムのさらなるレベルアップに取り組んでおります。

### (3) 事業の概要

#### ア 材料関連事業

サンコールの最大の強みともいうべき、精密機能材料から製品までの一貫生産工程において、材料工程を担う部門が材料関連事業です。コア技術である「塑性加工技術」つまり「伸ばす」、「曲げる」を基本に、引抜加工を施すダイス開発や圧延技術、熱処理技術を応用して、主に自動車部品に使われる高精度なばねに用いる線材を生産します。

ばねに要求される高応力・高耐久性を実現するため、当社では耐疲労・耐へたり特性に優れた鋼材の成分設計を製鋼メーカーとともに取り組んでいます。それにより介在物制御された最高の素材を調達。納入されたすべての線材は全周全長に渡り表面層を皮削し、製品として有害な疵、脱炭層を除去します。また環境に配慮して業界に先駆けて導入した、鉛を使用しない流動槽方式の熱処理ラインによってパテンティング処理を行います。表面肌のグリーン化を図るため、自動洗滌設備を用いて、ばね用線の高性能化を実現しています。

品質に万全を期すため、インラインで渦流探傷機を用いて非破壊試験を実施。連続疵を検出する回転プローブ方式と、局部的な不連続疵を検出する貫通コイル方式の2種類の検査によるインライン探傷で、全長品質保証を行なっています。

材料関連事業は、地産地消でスムーズな供給を行うため、そして災害時等でも事業継続を可能にする必要から、日本・中国・メキシコの世界3極体制で展開しています。これによりサンコール国内の高い品質とフレキシブルな対応を、海外でも速やかにお届けすることができます。

#### イ 自動車関連事業

特に厳しく安全性が要求される事業です。自動車の基幹構成であるエンジン、トランスミッション、安全装置用部品において、当社の機能材料から加工までの一貫生産の強みを活かし、安全性はもちろん、環境対応および燃費の改善・向上に貢献できる材料開発、製品開発を行っています。またお客様に対して、より高耐久、小型化、軽量化に繋がるご提案ができるよう、厳しい品質保証体制のもと、さらなる高精度、高品質なものづくりを目指して日々挑戦しています。

また近年、急加速する環境対応車（HEV、EV、FCV等）へのシフトに対応すべく、技術開発を進めています。たとえば当社のコア技術を活かし、ロス低減と占積率をUPすることにより省スペース化を可能にするため、銅やアルミ材を異形加工した材料をフォーミング加工すると同時に、プレスとの組合せにより最適な工程設計を実施しております。さらにでき上がった製品にアフター加工で絶縁を施す、あるいはシャント抵抗を組み合わせるといった複合技術を用い、お客様の設計自由度の向上に寄与できる製品をご提案しております。代表的な製品として、リアクター関連、バスバー、シャントonバスバーを中心に、モーター関連部品、バッテリー関連部品等でお客様のご要望に対応してまいります。

ものづくりのグローバル化が急速に広がっています。当事業では主軸の弁ばね、リングギア・ドライブプレート、シートベルト関連製品を中心に、北米、中国、ASEANをベースとした供給体制を整えています。また万が一、災害に見舞われても事業継続ができるように、BCP(Businesss Continuity Planning)を推進し、海外拠点より速やかに供給できる体制づくりに努めています。

#### ウ ハードディスク用サスペンション事業

私たちの日常生活で生み出されているデジタルデータは日々増加しており、安全で大きな保存場所が必要となっています。当事業の製品は、その保存場所として安全性とコストパフォーマンスで最も優れるハードディスクドライブに使用されている板ばねです。

信号を読み書きする磁気ヘッドを支えながら、数十ナノメートル単位で位置決めを実現する、小さいながらも高い精度を持つ機能部品です。当社では長年培った材料技術と精密加工技術、そして自動制御を駆使した生産技術でサスペンションの設計から生産まで行なっています。

ハードディスク用サスペンションに求められる機能は、単に動きを伝達する受動部品から、自分自身で駆動する能動部品へと変化しており、合わせて工業製品として極限レベルの精度を要求されています。当事業では、製造する上で最も重要となる金型や治具を自社設計し、独自の微細加工技術を用いて製作しています。また実際の生産についても国内と海外でオリジナル装置を用いて世界でも有数の生産性を実現させており、自動化はもちろんのこと装置自身が判断しながら良品のみを生産する装置を開発。これらによって高精度、高信頼性を兼ね備えた製品を提供しています。

ハードディスク用サスペンションは、全体としては大きな伸びは期待できないマーケットとなりつつあります。しかしそこで培われた独自技術を用いて、ナノレベルの機能提供と今後発展する分野に注力することで、事業の拡大を目指していきます。

#### エ プリンター関連事業

セラミックコーティング型プリンターローラーを1995年に開発して以来、インクジェットプリンター用セラミックローラーのパイオニアとして世界No1の販売実績を誇っています。このローラーの出現により美しい写真印刷が可能となり、またA6からA0サイズまで幅広い要求に対応できるようになる等、これ以降のインクジェットプリンターを進化させる大きな原動力となりました。

当社は無垢材の事務機器用シャフト、樹脂コートTUBEシャフト、TUBEシャフトの3種類のセラミックコーティングローラーを供給できる唯一のメーカーであり、なかでも樹脂コートTUBEシャフトはオリジナル開発商品です。樹脂コートTUBEシャフト、TUBEシャフトは中空構造のため、質量が無垢ローラーの約1/3。そのため完成品後の落下試験に対する負荷が小さくなり、軸支持部も小型化や低コスト化が図れます。これにより梱包緩衝材を小さくすることが可能となり、お客様における輸送費削減にも貢献しております。

これら長尺で軽量、精度の良いシャフトを生み出す技術は、ローラー用途以外にキャリッジガイドシャフトやモーターシャフト、カラフルに色付け可能な樹脂コーティングの特徴を活かした傘の主軸やシェード巻取り軸、またヘッドレストシャフト等の自動車

用にも利用することが可能です。供給体制としてはタイ、中国、ベトナムに製造拠点を有し、不測の事態に対する対策も十分です。また国内開発拠点には開発者が常駐しており、新用途のローラー開発に対する要望にも迅速に対応できる体制が整っています。

#### オ 通信関連事業

絶え間なく発展し続けるインターネット。それに伴う世界の情報通信網の構築と発展には、それまでの通信網の接続に使用されていた銅線ケーブルから光ファイバーケーブルへの交換が必須でした。この光ファイバーケーブルの先端には、情報通信機器に接続させるための光コネクタと光アダプタが必要となります。光コネクタには、ミクロン単位の微小なずれも許されない精密さが要求されます。競合他社を寄せ付けない当社の精密加工技術が、ここに活かされています。

当社の通信関連事業は、1995年にSCコネクタのライセンス取得以来、情報通信用光コネクタの開発・製造・供給を一貫して自社で行い、日本国内市場のみならず、北米、アジア、欧州市場に向けて、高品質で競争力のある製品を提供しています。1998年にはLCコネクタのライセンスを取得。2000年には北米・欧州市場の販売拠点となる現地法人SUNCALL AMERICA INC.を開設。2002年には、香港の現地法人SUNCALL CO., (H.K.) LTD.が、アジア市場のお客様向けに製品販売を開始。自由市場における価格競争力を促進するため、2006年に製造を中国深センの自社工場Suncall Technologies (SZ) Co., Ltd.に移管。そして2017年、米国のダラスに営業拠点を開設し、今日に至っています。

インターネットの普及は、今日ではSNSやショッピング、遠隔医療、遠隔教育等の用途にまで拡大し、スマートフォンやタブレット等の携帯端末を世界中の多くの人々が利用するようになってきました。さらに光ファイバーは、交通機関や産業用ロボット、放送、医療、エネルギー産業等にも利用されるようになりました。また終わりなき高速ブロードバンド化の中、お客様の要求に応える新たな製品の開発、製造、供給に寄与し、さらなる市場の活性化に貢献していきます。

## II 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（当社株券等の大規模な買付行為への対応策）

当社は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、当社株券等の大規模な買付行為への対応策（本プラン）を更新いたします。具体的には、以下に定める内容の合理的なルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定いたします。

### 1. 本プランの発動に係る手続

#### (1) 対象となる大規模買付行為

本プランは下記①または②に該当する当社株式の買付けまたはこれに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認したものを除き、当該行為を、以下「大規模買付行為」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。大規模買付行為を行う者または提案する者（以下「大規模買付者」といいます。）は、予め本プランに定められる手続に従うこととしま



す。

- ①当社が発行者である株券等<sup>1</sup>について、保有者<sup>2</sup>およびその共同保有者<sup>3</sup>の株券等保有割合<sup>4</sup>が20%以上となる買付け
- ②当社が発行者である株券等<sup>5</sup>について、公開買付け<sup>6</sup>に係る株券等の株券等所有割合<sup>7</sup>およびその特別関係者<sup>8</sup>の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

(2)大規模買付者に対する情報提供の要求

大規模買付者は、当社取締役会が別段の定めをした場合を除き、大規模買付行為の実行に先立ち、当社取締役会に対して、以下の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）および当該大規模買付者が大規模買付行為に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「買付説明書」と総称します。）を当社の定める書式により提出していただきます。なお、買付証明書を含む大規模買付者からの意見、応答等における当社との使用言語はすべて日本語に限りません。

当社取締役会は、後記の独立委員会の助言を受けて、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、適宜回答期限（原則として当社取締役会が買付証明書を受領した後60日間を上限といたします。）を定めた上で、大規模買付者に対し、追加的に情報を提供するように求めることがあります。この場合、大規模買付者においては、かかる情報を追加的に提供していただきます。

- ①大規模買付者およびそのグループ（共同保有者、特別関係者および（ファンドの場合は）各組員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容、役員の名氏および略歴、株券等の所有状況および取引状況等を含みます。）
- ②大規模買付行為をする株券等の種類、大規模買付行為の目的、方法および内容（経営参画の意思の有無、大規模買付行為の対価の価格・種類、買付予定の株券等の数および大規模買付行為を行った後における株券等所有割合、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性等を含みます。なお、大規模買付行為の適法性については、弁護士による意見書をご提出いただくこととします。）
- ③大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡の有無および意思連絡が存在する場合はその相手方の概要ならびに当該意思連絡の具体的な態様および内容
- ④大規模買付行為の価格の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定の経緯、算定に用いた数値情報および大規模買付行為にかかる一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、そのうち少数株主に対して分配されるシナジーの内容を含みます。）
- ⑤大規模買付行為の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ⑥大規模買付行為の後における当社および当社グループの経営方針、事業計画、資本政策および配当政策

- ⑦大規模買付行為の後における当社の従業員、労働組合、取引先、顧客、地域社会その他の当社に係る利害関係者の処遇等の方針
  - ⑧当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策
  - ⑨反社会的勢力ないしテロ関連組織との関連の有無（直接・間接を問いません。）およびこれらに対する対処方針
  - ⑩その他当社取締役会または独立委員会が合理的に必要と判断する情報
- (3)大規模買付行為の内容の検討・大規模買付者との交渉・代替案の検討

①当社取締役会による検討作業

大規模買付者から情報・資料等（追加的に要求したのものも含まれます。）の提供が十分になされた当社取締役会が認めた場合、当社取締役会は、対価を円貨現金のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合は、原則として60日間（初日不算入）を超えない検討期間、その他の大規模買付行為の場合は原則として90日間（初日不算入）を超えない検討期間（以下「取締役会検討期間」といいます。）を設定し速やかに開示します。

ただし、独立委員会が取締役会検討期間内に対抗措置の発動または不発動の勧告を行うに至らないこと等の理由により、当社取締役会が取締役会検討期間内に対抗措置の発動または不発動等の決議に至らないことにつきやむを得ない事情がある場合、当社取締役会は、その決議により、必要な範囲内で取締役会検討期間を最大30日間延長することができるものとします。当社取締役会が取締役会検討期間の延長を決議した場合、当該決議された具体的期間およびその具体的期間が必要とされる理由を適用のある法令および金融商品取引所規則等に従って適時適切に株主の皆様に対して開示します。

なお、当社取締役会は、取締役会検討期間内において大規模買付者から提供された情報・資料等に基づき、また、必要に応じて外部専門家等（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）の助言を得ながら、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から、大規模買付者による大規模買付行為の内容の検討を行い、当社取締役会による代替案の検討および大規模買付者と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集・比較検討等を行います。大規模買付者は、取締役会検討期間において、当社取締役会が、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

②株主およびステークホルダーに対する情報開示

取締役会検討期間において、当社取締役会は、大規模買付者から大規模買付行為に係る提案がなされた事実とその概要、本必要情報の概要その他の状況および当社取締役会としての意見を速やかに情報開示します。また、必要に応じて、大規模買付者との交渉を行い、当社取締役会として、株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

## 2. 大規模買付行為が行われた場合の対応方針

(1) 大規模買付者が、上記1. 「本プランの発動に係る手続」 (2) に定める情報提供および取締役会検討期間の確保その他本プランに定める大規模買付ルールを遵守しない大規模買付行為である場合

当社取締役会は、大規模買付者が大規模買付ルールに従うことなく大規模買付行為を開始したものと認められる場合には、引き続き買付説明書および本必要情報の提供を求めて大規模買付者と協議・交渉を行うべき特段の事情がある場合を除き、原則として、株主意思確認総会を経ることなく、下記5. 「本新株予約権の無償割当ての概要」にその概要が記載される新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当て、その他当社取締役会が適切と認めた対抗措置（以下「本新株予約権の無償割当て等」といいます。）を発動します。

なお、当該対抗措置の発動において、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、当該勧告に従うことが取締役の善管注意義務に違反することとなる場合を除き、当該勧告に従うものとします。

### (2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として、下記3. 「株主意思の確認手続」に記載のとおり、対抗措置の発動の賛否に関する株主意思の確認を実施します。ただし、下記 (i) または (ii) に該当する場合は、その限りではありません。

(i) 大規模買付ルールが遵守され、かつ、当社取締役会が当該買収提案が当社の企業価値ひいては株主共同の利益の最大化に資すると判断した場合

当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説得等を行う可能性は否定しないものの、原則として、本新株予約権の無償割当て等の対抗措置の発動は行いません。大規模買付行為に応じるか否かは、株主の皆様が当該大規模買付行為の提案内容およびそれに対する当社取締役会の意見、代替案を踏まえ、ご判断いただくこととなります。

なお、対抗措置を発動するか否かの判断において、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、当該勧告に従うことが取締役の善管注意義務に違反することとなる場合を除き、当該勧告に従うものとします。

(ii) 大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に反すると判断される場合

当社取締役会は、当該大規模買付行為について以下の①から⑧のいずれかの類型に該当すると認められる場合には、原則として、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に反すると認められる場合に該当するものと考え、当社企業価値ひいては株主共同の利益の毀損を防止することを目的として、株主意思確認総会を経ることなく本新株予約権の無償割当て等を実施します。

① 真に当社の経営に参加する意思がないにも関わらず、ただ株価を吊り上げて高値で株式を当社または当社関係者に引き取らせる目的で当社株式の買収を行っている判断される場合（いわゆるグリーンメーラー）

- ②当社の経営を一時的に支配して、当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に委譲させる目的で当社株式の買収を行っているとは判断される場合
- ③当社の経営を支配した後に、当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社株式の買収を行っており、その結果、当社に回復しがたい損害をもたらすと判断される場合
- ④当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、あるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける目的で当社株式の買収を行っており、その結果、当社に回復しがたい損害をもたらすと判断される場合
- ⑤大規模買付者による支配権取得の事実それ自体が、当社の企業価値の源泉である重要顧客をはじめとする顧客との継続的な取引関係を破壊し、当社に回復しがたい損害をもたらすと判断される場合
- ⑥大規模買付者の経営陣または主要株主に「暴力団による不当な行為の防止等に関する法律」第2条に定める暴力団、暴力団員等の反社会的勢力と関係するものが含まれている場合等、大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると客観的かつ合理的な根拠をもって判断される場合
- ⑦大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、強圧的二段階買収（最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、一段階目の買付条件よりも二段階目の買付条件を株主様に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等の株式買付けを行うことをいいます。）等、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあると判断される場合
- ⑧上記①から⑦のほか、大規模買付者が真摯に合理的な経営を目指すものではなく、大規模買付者による支配権取得が当社に回復しがたい損害をもたらすと判断される場合

なお、大規模買付行為が当社企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に反するか否かの判断において、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、当該勧告に従うことが取締役の善管注意義務に違反することとなる場合を除き、当該勧告に従うものとしします。

### 3. 株主意思の確認手続

当社取締役会は、上記2. 「大規模買付行為が行われた場合の対応方針」のとおり、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の発動、不発動または中止その他必要な決議を行うものとしします。

ただし、独立委員会が対抗措置の発動についての勧告を行うに際して、対抗措置の発動に関し予め株主意思確認手続を行うべき旨の留保を付した場合、また、独立委員会の勧告の内容にかかわらず、当社取締役会が自らの判断で株主意思確認手続を行うべきと判断した場合には、当社取締役会は、本新株予約権の無償割当て等の対抗措置の発動の賛否に関する株主意思の確認手続として、株主意思確認総会における株主投票、または書面投票のいずれかを選択できるものとし、株主意思確認総会は、定時株主総会または臨時株主総会と併せて開催される場合もあります。

株主意思の確認を行う場合は、当社取締役会は、速やかに、議決権を行使できる株主様を確定するための基準日（以下「投票基準日」といいます。）を定め、投票基準日の2週間前までに公告を行うものとし、株主意思の確認手続において投票権を行使することができる株主様は、投票基準日の最終の株主名簿に記録された株主様とし、投票権は議決権1個につき1個とします。

当社取締役会は、投票基準日確定までに、①採るべき対抗措置の内容および②株主意思の確認を株主意思確認総会または書面投票のいずれによって行うのかについて決定するものとし、株主意思確認総会における投票の場合、決議は総株主の投票権の3分の1以上を有する株主様が出席し、その投票権の過半数をもって行うものとし、書面投票による場合、決議は総株主の投票権の3分の1以上を有する株主様が投票を行い、その投票権の過半数をもって行うものとし、株主意思の確認手続において、対抗措置の発動について所定数の賛同が得られた場合は、株主様による本対抗措置発動への賛同があったものとし、

なお、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守し、株主意思確認の手続が開始された場合であっても、株主意思の確認が完了するまでの間に、大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に反するものと判明したときは、当社取締役会は、いつでも株主意思確認の手続を中止し、大規模買付行為に対抗することができるものとし、

また、当社取締役会が上記の手続に従い対抗措置の発動を決議した後または発動後においても、①大規模買付者が大規模買付行為を中止した場合、②対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保および向上という観点から対抗措置の発動が相当でないと考えられる状況に至った場合等には、当社取締役会は対抗措置の中止または発動の停止を決議するものとし、当該決議の概要等について速やかに情報開示を行います。

#### 4. 大規模買付行為の開始

本プランにおいては、大規模買付者は、次の(1)または(2)の場合に大規模買付行為を開始できるものとし、

##### (1) 当社取締役会が対抗措置を発動しないことを決定した場合

上記2. 「大規模買付行為が行われた場合の対応方針」(2)(i)「大規模買付ルールが遵守され、かつ、当社取締役会が当該買収提案が当社の企業価値ひいては株主共同の利益の最大化に資すると判断した場合」に記載のとおり、当社取締役会が対抗措置を発動しないことを決定した場合、当該決定日の翌営業日から、大規模買付者は大規模買付行為を開始することができるものとし、

##### (2) 株主意思確認総会または書面投票において、対抗措置発動の承認を求める議案が否決された場合

上記3. 「株主意思の確認手続」に記載の株主意思確認総会または書面投票において、対抗措置発動の承認を求める議案が否決された場合、当該株主意思確認総会日または書面投票日の翌営業日から、大規模買付者は大規模買付行為を開始することができるものとし、

なお、上記に反して大規模買付者が大規模買付行為を開始した場合、当社取締役会はそのことのみをもって対抗措置を発動することができるものとし、

## 5. 本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づき発動する対抗措置として、新株予約権無償割当てを実施する場合、その概要は、以下のとおりとします。なお、当社は、原則として、大規模買付者に割り当てられた新株予約権を、他の株主とは異なる対価をもって取得することはいたしません。

### (1) 本新株予約権の数

当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める割当て期日（以下「割当て期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）と同数を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。

### (2) 割当て対象株主

割当て期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主に対し、その保有する当社株式1株につき本新株予約権1個を上限として当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で、本新株予約権を無償で割当てます。

### (3) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

### (4) 本新株予約権の目的である株式の種類および数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、別途調整がない限り1株とします。

### (5) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価格

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価格は、金1円を下限として当社株式1株の時価の50%相当額を上限とする金額の範囲内で、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める価格とします。

### (6) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権の無償割当ての効力発生日または本新株予約権無償割当て決議において、当社取締役会が別途定める日を初日とし、1ヶ月間から2ヶ月間までの範囲で、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。但し、下記(9)(ii)に基づき当社による本新株予約権の取得がなされる場合、当該取得に係る本新株予約権についての行使期間は、当該取得日の前営業日までとします。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込みの取扱場所の休業日に当たるときは、その翌営業日を最終日とします。

### (7) 本新株予約権の行使条件

次に記載する者は、原則として本新株予約権を行使することができません。また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使に当たり所定の手続が必要とされる者も、原則として本新株予約権を行使することができません（ただし、かかる者のうち当該外国の適用法令上、適用除外規定が利用できる等の一定の者は行使することができるほか、かかる者の本新株予約権も下記（9）のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとします。）。

- ① 特定大量保有者<sup>9</sup>
- ② 特定大量保有者の共同保有者
- ③ 特定大量買付者<sup>10</sup>
- ④ 特定大量買付者の特別関係者
- ⑤ 上記①ないし④に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受け若しくは承継した者
- ⑥ 上記①ないし⑤記載の者の関連者<sup>11</sup>（以下、①ないし⑥に該当する者を「特定買付者等」と総称します。）

### (8) 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

### (9) 当社による本新株予約権の取得

- (i) 当社は、当社取締役会が対抗措置を発動する手続を開始した後に対抗措置の発動を維持することが相当でないと判断した場合には、対抗措置の発動を中止することがあります。具体的には、本新株予約権の効力発生日までは、本新株予約権の無償割当てを中止し、本新株予約権の効力発生日後、行使期間の初日の前日までの間は、当社取締役会が別に定める日において、すべての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。
- (ii) 当社は、当社取締役会が別に定める日において、特定買付者等以外の者が有する本新株予約権のうち当社取締役会が定める当該日の前営業日までに未行使の本新株予約権のすべてを取得し、これと引き換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができます。当社はかかる本新株予約権の取得を複数回行うことができます。

## 6. 本プランの有効期間、廃止および変更

本プランの有効期間は、2020年6月24日開催予定の当社第103期定時株主総会において、本プラン更新の承認議案が可決されることを条件として、同承認があった日より発効することとし、その有効期間は、2023年6月開催予定の定時株主総会終結の時までとします。

ただし、かかる有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランを変更または廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に従いその時点で変更または廃止されるものとします。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

なお、当社取締役会は、法令等の変更若しくはこれらの解釈・運用の変更、金融商品取引所の規則の変更若しくは解釈・運用の変更、または、税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲で、本プランを修正し、または変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止または変更された場合には、当該廃止または変更の事実および（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会または独立委員会が適切と認める事項について、情報開示を速やかに行います。

## 7. 独立委員会の設置

### (1) 独立委員会の概要

大規模買付行為が行われる場合、当社取締役会が対抗措置の発動について恣意的な判断を行うことを防止するという観点から、当社取締役会は、独立委員会規程（概要については別紙をご参照下さい）に基づき、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置します。

独立委員会は、常設の組織ではなく、大規模買付行為が行われる場合に当社取締役会により設置されるものとします。

### (2) 独立委員会の委員構成

独立委員会の委員は、3名以上とし、当社社外取締役の中から、当社取締役会が選任するものとします。

ただし、当社社外取締役が大規模買付行為または大規模買付者と特別な利害関係を有する等の理由により、当社取締役会が社外取締役の中から3名以上の独立委員会の委員を選任することが適切ではないと判断した場合には、当社取締役会は、独立委員会の公正で中立な判断を確保するため、弁護士、公認会計士、学識経験者または他社の取締役もしくは監査役の経験のある社外者等の中から、独立委員会の委員を新たに選任するものとします。

### (3) 独立委員会の役割

当社取締役会が対抗措置を発動するか否かの判断をする場合には、その判断の公正さを確保するために、以下の手続を経るものとします。

当社取締役会は対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対して対抗措置の発動の是非を諮問し、独立委員会は、この諮問に基づき、外部専門家等の助言を得ながら、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。当該勧告においては、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しているか否か、あるいは、上記2.「大規模買付行為が行われた場合の対応方針」(2)(ii)に記載の①から⑧までの事由の存否を判断するものとします。

この勧告についての決議は、原則として、独立委員会の決議をもって行うものとします。

当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、当該勧告に従うことが取締役の善管注意義務に違反することとなる場合を除き、当該勧告に従うものとします。



### Ⅲ 本プランの合理性

#### 1. 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しています。また、企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」において示された考え方に沿うものであります。

#### 2. 株主共同利益の確保・向上の目的をもって更新されていること

本プランは、当社株式に対する大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断するために必要な情報や時間、あるいは当社取締役会による代替案の提示を受ける機会を確保すること等を可能にするものであり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

#### 3. 株主意思を重視するものであること

本プランは、上記Ⅱ 6. 「本プランの有効期間、廃止および変更」にて記載したとおり、2020年6月24日開催予定の当社第103期定時株主総会において承認の決議がなされることを条件として更新されるものです。また、本プランの有効期間の満了前であっても、株主総会において、本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、当該決議に従い変更または廃止されることとなります。

さらに、本プランは、独立委員会が対抗措置の発動についての勧告を行うに際して対抗措置の発動に関し予め株主意思確認手続を行うべき旨の留保を付した場合、また、独立委員会の勧告の内容にかかわらず当社取締役会が自らの判断で株主意思確認手続を行うべきと判断した場合には、対抗措置の発動の賛否に関する株主意思を確認し、本プランに基づいた対抗措置の実施について、株主の皆様にご判断いただくこととなっております。

#### 4. 合理的な客観的発動要件を設定していること

本プランは、上記Ⅱ 1. 「本プランの発動に係る手続」および同 2. 「大規模買付行為が行われた場合の対応方針」にて記載したとおり、予め定められた合理的客観的発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

#### 5. 独立性の高い第三者の判断を重視すること

当社は、本プランにおいて、大規模買付行為が行われる場合、当社取締役会の恣意的な対抗措置の発動を排除し、株主の皆様のために客観的な判断を行う諮問機関として、独立委員会を設置することとしております。独立委員会は、公正かつ中立的な判断を確保するため、原則として3名以上の社外取締役により構成されます。

独立委員会は、大規模買付行為が行われた場合には、当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであるか否か等を判断します。そして、当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、当該勧告に従うことが取締役の善管注意義務に違反することとなる場合を除き、当該勧告に従うものとし、

このように、独立性の高い独立委員会による勧告を尊重することにより、当社取締役会の恣意的な判断を排除し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保を図る目的に沿った本対応方針の運用が行われる枠組が確保されています。

6. デッドハンド型若しくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記Ⅱ 6. 「本プランの有効期間、廃止および変更」に記載したとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができることから、当社の株券等を大規模に買い付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。したがって、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

#### Ⅳ 株主の皆様への影響

1. 本プランの更新時に株主の皆様と与える影響

本プランは、株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見等を提供し、さらには株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保障することを目的としています。これにより、株主の皆様は、十分な情報を取得して、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが株主の皆様の共同の利益の保護につながるものと考えます。したがって、本プランの設定は、株主および投資家の皆様が適切な投資判断を行う上での前提となるものであり、株主および投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

前述のⅡ 2. 「大規模買付行為が行われた場合の対応方針」において述べたように、大規模買付者が本プランを遵守するか否かにより当該買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主および投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

2. 本新株予約権の無償割当て時に株主の皆様と与える影響

当社取締役会または株主意思確認総会において、本新株予約権の無償割当てを実施することを決議した場合には、別途定める割当て期日における株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権1個を上限として取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で、本新株予約権が無償で割当てられます。仮に、株主の皆様が、権利行使期間内に、所定の行使価額等の金銭の払い込みその他下記3. 「本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様が必要となる手続」(2)において記載する本新株予約権の行使にかかる手続を経なければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化することになります。但し、当社は、下記3. 「本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様が必要となる手続」(3)に記載する手続により、特定買付者等以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引き換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続をとった場合、特定買付者等以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使および所定の行使価額相当の金銭の払込みをすることなく、当社株式を受領することとなるため、保有する当社株式の希釈化は生じません。

なお、上記Ⅱ 5. 「本新株予約権の無償割当ての概要」(9)に記載したとおり、当社は、本新株予約権の効力発生日までは、本新株予約権の無償割当てを中止し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日後、本新株予約権の行使期間の初日の前日までは、無償割当てされた本新株予約権を無償取得する場合があります。これらの場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんので、1株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

### 3. 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要なとなる手続

#### (1) 株主名簿への記録

当社取締役会において、本新株予約権の無償割当てを実施することを決議した場合には、当社は、本新株予約権の無償割当ての割当て期日を公告します。割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、本新株予約権が無償にて割当てられるため、株主の皆様においては、当該割当て期日における最終の株主名簿に記録される必要があります。

なお、割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、当該本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に本新株予約権者となるため、申込みの手続等は不要です。

#### (2) 本新株予約権の行使の手続

当社は、割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書(行使に係る本新株予約権の内容および数、本新株予約権を行使する日等の必要事項、および株主様ご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるもの)とします。)その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付します。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様におかれましては、本新株予約権の行使期間内に、これらの必要書類を提出した上、本新株予約権1個当たり金1円を下限として当社株式1株の時価の50%相当額を上限とする金額の範囲内で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める価格を払込取扱場所に払い込むことにより、1個の本新株予約権につき、原則として1株の当社株式が発行されることとなります。

#### (3) 本新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、当社取締役会が別途定める日において本新株予約権を取得し、これと引き換えに当社株式を株主の皆様へ交付することがあります。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式をご提出いただくことがあります。

上記のほか、割当て方法、行使の方法および当社による取得の方法の詳細につき、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、株主の皆様に対して公表または通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

- 1 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。以下別段の定めがない限り同じです。
- 2 金融商品取引法第27条の23第1項に定義される保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。以下同じです。
- 3 金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）。以下同じです。
- 4 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。以下同じです。
- 5 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下②において同じです。
- 6 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。以下同じです。
- 7 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。以下同じです。
- 8 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じです。
- 9 当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上となると当社取締役会が認めた者をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値または株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものとします。
- 10 公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下、本脚注において同じです。）の買付け等（同法第27条の2第1項に定義されます。以下、本脚注において同じです。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして同法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となると当社取締役会が認めた者をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値または株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量買付者に該当しないものとします。
- 11 ある者の関連者とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者をいいます。「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義されます。）をいいます。

以 上

## 独立委員会規程（概要）

## 1 設置

独立委員会は、大規模買付行為が行われる場合、取締役会の決議により設置される。

## 2 構成

(1)独立委員会の委員の人数は、3名以上とする。

(2)独立委員会の委員は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、社外取締役から選任されるものとする。

ただし、当社社外取締役が大規模買付行為または大規模買付者と特別な利害関係を有する等の理由により、取締役会が社外取締役の中から3名以上の独立委員会の委員を選任することが適切ではないと判断した場合には、取締役会は、弁護士、公認会計士、学識経験者または他社の取締役もしくは監査役の経験のある社外者等の中から、独立委員会の委員を新たに選任するものとする。

(3)独立委員の選任および解任は、取締役会決議により行う。ただし、解任決議は出席取締役の3分の2以上の賛成によるものとする。

## 3 委員の任期

独立委員の任期は、取締役会が独立委員を選任した日から取締役会が別途定める日（原則として、大規模買付行為や大規模買付者に対する取締役会の対応が完了すること等により当社取締役会が独立委員会の役割が終了したと判断する日）までとする。ただし、取締役会の決議により特段の定めをした場合は、この限りでない。

## 4 独立委員会の役割

独立委員会は、取締役会に対し、大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に反するものであるか否か、また、その大規模買付行為に対して対抗措置を発動することが相当であるか否かについて勧告を行う。独立委員会は、かかる勧告を行うにあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点から判断を行うことを要し、自己または当社の取締役の個人的利益を図ることを目的にしてはならない。

## 5 決議要件

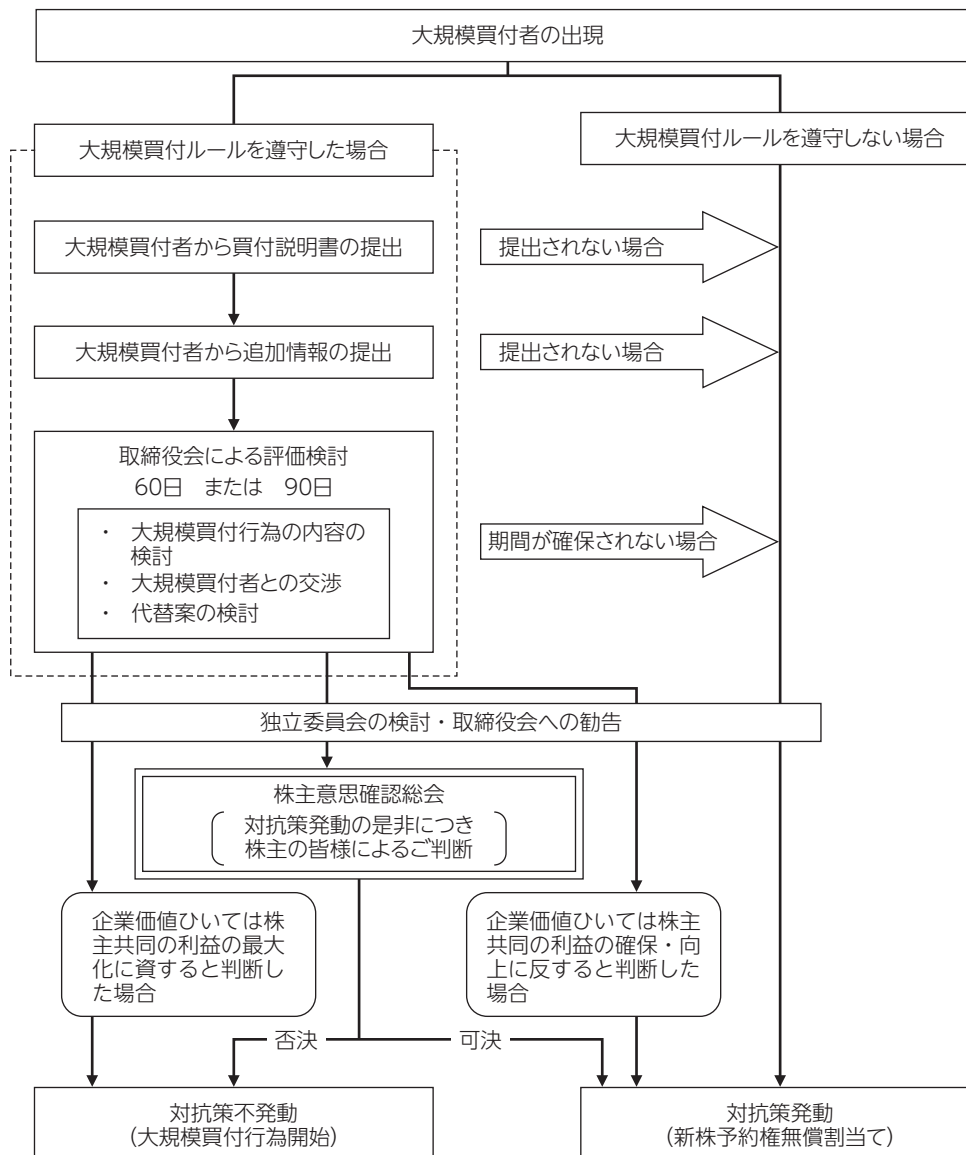
独立委員会の決議は、原則として委員全員が出席し、その過半数をもって行う。ただし、委員のいずれかに事故があるときその他特段の事由があるときは、当該委員を除いた委員全員が出席し、その過半数をもって行う。

## 6 第三者の助言

独立委員会は、必要に応じて、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタント等の外部専門家を含む）の助言を得ることができる。

以上

(参考資料)



※上記フロー図は本プランの概要を説明するためのものであり、本プランの詳細については必ず本文をご参照下さい。

以上

# 事業報告

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における世界経済は、米中の通商問題等により先行き不透明な状況が継続しましたが、主要国の良好な雇用環境や景気刺激策等により2019年末までは底堅く推移しました。特に米国では設備投資が抑制される等のマイナス要因もありましたが、良好な雇用環境が消費マインドを下支えし、経済成長率を維持しました。一方、中国経済は対米輸出が減少したものの消費拡大策と金融緩和策により緩やかな減速となりました。しかし、2020年に入り新型コロナウイルスの感染拡大が世界各地で続いており、停滞感が強まりました。

また、日本経済は消費税増税や自然災害の影響を受け個人消費や設備投資が伸び悩み、力強さを欠きました。

当社グループの主な事業領域である自動車分野は、世界最大の自動車市場である中国で米中貿易摩擦による景気先行き不安の影響等により新車販売の停滞が鮮明となる等、世界新車販売の成長をけん引してきた新興国にブレーキがかかり、日米欧各国でも振るいませんでした。加えて新型コロナウイルスの感染拡大により、年度末にかけて世界的に新車販売は大きな落ち込みが見られました。

また、電子情報通信分野では、停滞が続いていたデータセンター向け投資が再開する等、足元では緩やかな回復の兆しが見られました。

当社グループの業績もこのような外部環境の影響を強く受け、自動車分野は中国市場での販売が減少したことに加え、欧州向けの弁ばね用鋼材の輸出も自動車排ガス規制強化前の駆け込み需要の反動により低迷しました。電子情報通信分野の市況は徐々に改善し、HDD用サスペンションの需要も回復傾向にあるものの販売は高水準だった前年度からは大きく減少しました。昨年8月から量産を開始したスマートフォン用部品の寄与もありましたが、売上高は423億54百万円(前連結会計年度比7.5%減)となりました。

利益面では、自動車関連製品の採算は上期を底に改善傾向にあります。一部のアジア子会社を除き、世界経済の停滞による減収の影響に加え、HDD用サスペンションの新規モデルの開発コスト等が先行したため、営業利益は13億75百万円(同59.4%減)となりました。また経常利益は13億36百万円(同62.4%減)、特別利益として投資有価証券売却益等を計上し、特別損失として在外子会社の工場移転関連費用等を計上した結果、親会社株主に帰属する当期純利益は11億23百万円(同51.5%減)となりました。

製品区分別連結売上高は、次のとおりとなりました。

#### [材料関連製品]

材料関連製品では、メキシコ子会社の弁ばね用鋼材販売は前年を上回りましたが、日本から欧州向け販売は排ガス・燃費規制強化等の影響が残り需要が伸びませんでした。また、精密異形材についても中国自動車市場が停滞したこと等により販売不振が続きました。その結果、売上高は50億57百万円(前連結会計年度比9.0%減)となりました。

[自動車関連製品]

自動車関連製品では、シートベルト関連やシフトバイワイヤー関連製品は前年比で増加しました。また、次世代主力事業と位置付けた自動車電動化部品につきましても、従来のバスバーに加えシャントセンサーも量産採用が拡大し、前年比で増加しています。しかし、世界的な自動車市場の減速による下押し圧力が強まり、特に中国向けはエンジン用・ミッション用部品が前年に比べ大幅に減少しました。その結果、売上高は251億92百万円（前連結会計年度比5.0%減）となりました。

[HDD用サスペンション]

HDD用サスペンションは、ニアラインドライブ向けに特化した新機種量産立上げとフィリピン生産拠点への設備投資を進めてきました。大手IT企業のデータセンター投資は前年度末より続いていた低迷から復調の兆しが見受けられ、第4四半期では当社売上高も回復傾向となりましたが、第3四半期までの低迷をカバーするには至らず、売上高は60億92百万円（前連結会計年度比24.6%減）となりました。

[プリンター関連]

プリンター関連は、シャフト生産拠点の移管に伴い、中国子会社での販売は減少したものの、ベトナム子会社のTUBEシャフトは増加しました。しかし全体では景気減速によるインクジェットプリンターの需要減の影響により、売上高は34億3百万円（前連結会計年度比11.2%減）となりました。

[通信関連]

通信関連は、主な市場である北米・中国における通信機器産業界の投資抑制等に伴い販売は落ち込み、売上高は9億1百万円（前連結会計年度比19.5%減）となりました。

[その他製品]

その他製品では昨年8月から新たに量産出荷を開始したスマートフォン用部品販売が寄与し、売上高は17億8百万円（前連結会計年度比144.0%増）となりました。

なお、当社グループが次世代主力事業と位置付けた医療・介護分野では、歩行訓練支援を目的とする人体装着型機器「KAI-R（カイアール）KR-1000」に加えて、京都大学COIプログラムにおいて研究開発を進めてきた歩行学習支援ロボット「Orthobot（オルソロボット）」も発売を開始しております。

また、同じく環境・エネルギー分野では過熱水蒸気利用の連続炭化装置による竹炭は、高級車のインパネ塗装やタッチパネル塗料の顔料として採用されております。

製品区分の名称	売上高 (百万円)	構成比	前年度比増減
材料関連製品	5,057	11.9%	9.0%減
自動車関連製品	25,192	59.5%	5.0%減
HDD用サスペンション	6,092	14.4%	24.6%減
プリンター関連	3,403	8.1%	11.2%減
通信関連	901	2.1%	19.5%減
その他製品	1,708	4.0%	144.0%増
合計	42,354	100.0%	7.5%減



## (2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資等の主なものは、次のとおりであります。

### ① 当連結会計年度中に完成した主要設備

- ・当社 京都本社工場  
自動車用精密材料の製造設備の新設および増強（製品区分：材料関連製品）  
自動車用精密異形材料の製造設備の増強（製品区分：材料関連製品）  
自動車用精密部品の製造設備の増強（製品区分：自動車関連製品）  
HDD用サスペンションの製造設備の新設および増強（製品区分：HDD用サスペンション）  
新規製品開発用の製造設備の新設（製品区分：共通）  
社内管理システムの構築
- ・当社 豊田工場・広瀬工場  
自動車用精密部品の製造設備の新設および増強（製品区分：自動車関連製品）
- ・サンコールエンジニアリング株式会社  
自動車用精密部品の製造設備の新設および増強（製品区分：自動車関連製品）  
増産に向けた工場拡張（製品区分：自動車関連製品）
- ・Suncall Technologies (SZ) Co.,Ltd.  
通信関連製品の製造設備の増強（製品区分：通信関連）  
移転先新工場建設（製品区分：プリンター関連および通信関連）
- ・SUNCALL TECHNOLOGY VIETNAM CO.,LTD.  
増産に向けた工場拡張（製品区分：プリンター関連）
- ・SUNCALL (Tianjin) Co.,Ltd.  
自動車用精密部品の製造設備の増強（製品区分：自動車関連製品）
- ・SUNCALL TECHNOLOGIES MEXICO,S.A.DE C.V.  
自動車用精密材料および精密部品の製造設備の新設および増強  
（製品区分：材料関連製品および自動車関連製品）

### ② 当連結会計年度継続中の主要設備の新設、拡充

- ・当社 京都本社工場  
自動車用精密材料の製造設備の新設および増強等（製品区分：材料関連製品）  
自動車用精密部品の製造設備の新設および増強等（製品区分：自動車関連製品）  
HDD用サスペンションの製造設備の新設および増強等（製品区分：HDD用サスペンション）  
新規製品開発用の製造設備の新設（製品区分：測定器その他）
- ・当社 豊田工場・広瀬工場  
自動車用精密部品の製造設備の新設および増強等（製品区分：自動車関連製品）
- ・サンコール菊池株式会社  
増産に向けた工場拡張（製品区分：自動車関連製品）  
自動車用精密部品の製造設備の新設（製品区分：自動車関連製品）
- ・SUNCALL AMERICA INC.  
自動車用精密部品の製造設備の新設および増強（製品区分：自動車関連製品）

### ③ 重要な固定資産の売却、撤去、滅失 該当事項はありません。

### (3) 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として金融機関より長期借入金 2 億85百万円の調達を行いました。

### (4) 対処すべき課題

世界経済は米中貿易摩擦問題や中国経済の減速、また中東や東アジアにおける地政学的リスクに加え、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、不安定さが増大しており、予断を許さない状況が継続するものと思われます。

当社事業は自動車関連事業と電子情報通信関連事業に区分され、自動車関連事業は連結売上高の約71%、電子情報通信関連事業は連結売上高の約25%を占めています。自動車業界は100年に一度の大きな変革期を迎えていると認識しており、電動化やコネクティッド化の流れがさらに加速するとともに、自動運転技術の進歩や異業種の参入等、市場の関係性が大きく転換する可能性が見込まれます。また、日進月歩の技術革新が進む電子情報通信業界においても、新たな技術の潮流を捉えた、より柔軟な事業展開が求められています。

こうした事業環境の変化を踏まえ、持続的成長を可能とする事業ポートフォリオ確立に向けての基盤整備実現にあたり、コア事業、高成長事業、次世代主力事業それぞれにおける事業機会、および成長分野を的確に見極め、資本コストを意識した実効性の高い投資を実施してまいります。

#### ① コア事業における高需要分野への継続投資（自動車分野）

コア事業の大勢を占める自動車分野においては、中国などを中心にEVの普及が進むとみられるものの、航続距離や充電インフラ等、未だ技術的な課題が多く残されています。現実的な解として、今後十数年にわたりHVやPHV等の内燃機関搭載車が牽引すると予想されます。当社の主力事業であるエンジンやミッション系精密機能部品の需要は依然高いことが想定されるとともに、安全性へのニーズの高まりにより需要が増加しているシートベルト事業等、高需要分野を的確に捉えて継続的に投資を実施していく方針です。

#### ② 成長性の高い分野への経営資源の投入（電子情報通信分野）

近年、クラウドコンピューティングの目覚ましい成長によりデータの保存容量は年20%近い勢いで増加することが見込まれます。データの保存媒体としてはSSDやNANDフラッシュの台頭により、ハードディスクドライブの数量は年々減少しています。しかし、データセンター向けに限るとニアラインドライブと呼ばれるハードディスクドライブの需要が高まっており、ハードディスクドライブの特徴である大容量とGB(ギガバイト)コストの安さが最大限に活かせる製品として、新技術を含めた開発競争が非常に盛んです。当社のハードディスクドライブ用サスペンションはニアラインドライブ向けに特化しており、顧客の非常に旺盛な需要への確実な対応に向けて経営資源を集中してまいります。

#### ③ 次世代主力事業の育成と深耕（自動車電動化対応、医療・介護分野）

自動車業界においては当面内燃機関搭載車の優位が続くと想定されるものの、電動化の流れや将来的なEVやFCVの普及を想定し、技術潮流を踏まえた製品の開発と市場投入を開始しています。大電流バスバーやシャントセンサーをはじめとする電動化関連製品を次世代主力事業として育成すべく、さらなる開発体制の強化とグローバルでの量産展開を目指します。また医療・介護分野においても歩行学習支援を目的としたリハビリロボットの販売をはじめ、産業用等多様な用途への展開を見据えた開発を進めており、次世代主力事業の確立に向けた取り組みを加速しています。

(ア)自動車電動化部品

・シャントセンサー

バスバー一体型の大電流センサーで低電流から大電流まで高精度に検出できます。量産採用が拡大し、自動車への搭載実績もできました。将来、市場規模の拡大が見込まれるため経営資源を投入しコア事業にすべく取り組んでまいります。

・Fuseセンサー

シャントセンサーと大電流検出装置を一体化した製品の開発を進めています。例えば、自動車事故が発生した時に、このセンサーの働きによりバスバーを物理的に破壊し電流を遮断します。これによってバッテリーからのリーク電流による感電を防止することができます。将来、ADASや自動運転にも有用な機能となります。

・インテリジェンスセンサー

電流量を積算し、バッテリー残量を高精度に監視するセンサーです。このセンサーの働きによりバッテリーの過充電を防止したり、使用可能残量一杯まで放電することが可能となり、電気自動車等での利用が期待されます。

(イ)医療・介護分野

医療機関やリハビリ施設などで行われる歩行リハビリテーションを補助する装着型アシストロボットとして、昨年3月に発売を開始した「KAI-R(カイアール)KR-1000」に加えて、京都大学COIプログラムにおいて研究開発を進めてきた歩行学習支援ロボット「Orthobot(オルソボット)」を製品化し、本年3月より発売を開始しました。今後も周辺分野を含め市場を開拓し、主力事業へ育成してまいります。

(ウ)環境・エネルギー分野

当社が製造した過熱水蒸気利用の連続炭化装置では、素材を燃やさず炭化させることが可能でCO<sub>2</sub>削減効果を発揮します。この装置により量産する竹炭は、高級車のインパネ塗装やタッチパネル塗料の顔料として採用が始まっています。今後は、キャパシタ極剤等のより付加価値の高い微粒子炭の用途開発に挑戦してまいります。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	2016年度 第100期	2017年度 第101期	2018年度 第102期	2019年度 (当連結会計年度) 第103期
売上高 (百万円)	37,980	42,225	45,812	42,354
営業利益 (百万円)	2,250	2,415	3,384	1,375
経常利益 (百万円)	1,734	2,527	3,557	1,336
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	1,093	2,125	2,314	1,123
1株当たり当期純利益 (円)	34.45	66.80	72.59	35.33
総 資 産 (百万円)	45,296	49,257	50,481	50,921

(6) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社との関係  
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
サンコールエンジニアリング株式会社	百万円 30	100.0 %	自動車関連製品の製造および販売
サンコール菊池株式会社	百万円 70	100.0	自動車関連製品の製造および販売
SUNCALL AMERICA INC.	千米ドル 14,000	100.0	自動車関連製品の製造および販売 ならびに通信関連の販売 (米国 インディアナ州 他)
SUNCALL CO.,(H.K.)LTD.	千香港ドル 4,050	100.0	プリンター関連および通信関連の 販売 (中国 香港)
SUNCALL HIGH PRECISION (THAILAND) LTD.	千タイバーツ 100,000	100.0	プリンター関連および自動車関連製品の 製造および販売 (タイ国 チョンブリ県)
SUNCALL TECHNOLOGY VIETNAM CO.,LTD.	千米ドル 6,000	100.0	プリンター関連の製造および販売 (ベトナム国 ハノイ市)
SUNCALL (Guangzhou) CO.,LTD.	百万円 1,290	100.0	自動車関連製品の製造および販売 (中国 広州)
Suncall Technologies (SZ) Co.,Ltd.	千米ドル 6,000	100.0 (100.0)	プリンター関連および通信関連の 製造および販売 (中国 深圳)
Suncall (Guangzhou) Trading Co.,Ltd.	百万円 120	100.0	材料関連製品の販売 (中国 広州)
SUNCALL TECHNOLOGIES MEXICO,S.A.DE C.V.	百万墨ペソ 494	100.0	材料関連製品および自動車関連製 品の製造および販売 (メキシコ国 アグアスカリエンテス州)
SUNCALL (Tianjin) Co.,Ltd.	百万円 340	100.0	自動車関連製品の製造および販売 (中国 天津)

(注) 当社の出資比率の ( ) 内は、間接出資比率で内数であります。

③ その他

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

製品区分の名称	事業内容
材料関連製品	オイルテンパー線、硬鋼線、ピストンリング材、精密異形線、精密細物ピアノ線等の製造・販売
自動車関連製品	自動車エンジン用弁ばね、A T部品、自動車用安全装置機能部品、A B S用センサーリング、A B S用アクチュエーター、バルブコッター、ブーツランプ、各種異形ばね、異形リング、細工ばね、薄板ばね、リアクトルコイル、バスバー等の製造・販売
HDD用サスペンション	ハードディスク装置用サスペンションの製造・販売
プリンター関連	プリンター用精密紙送りローラー等の製造・販売
通信関連	光ファイバー用精密部品の製造・販売
その他製品	電子回路検査機器用プローブ、精密カム、歩行アシストロボット、スマートフォン用部品等の製造・販売

(8) 主要な事業所および工場

会社名	事業所名	所在地
当社	本社・工場	京都府
	東京支店	神奈川県
	名古屋支店	愛知県
	西日本支店	京都府
	北関東営業所	栃木県
	上田営業所	長野県
	浜松営業所	静岡県
	西日本営業所	広島県
	豊田工場	愛知県
	広瀬工場	愛知県
サンコールエンジニアリング株式会社	本社・工場	山梨県
サンコール菊池株式会社	本社・工場	熊本県
SUNCALL AMERICA INC.	本社・工場	米国 (インディアナ州)
	営業所	米国 (サウスカロライナ州、テキサス州)
SUNCALL CO., (H.K.) LTD.	本社	中国 (香港)
SUNCALL HIGH PRECISION (THAILAND) LTD.	本社・工場	タイ国 (チョンブリ県)
SUNCALL TECHNOLOGY VIETNAM CO., LTD.	本社・工場	ベトナム国 (ハノイ市)
SUNCALL (Guangzhou) CO., LTD.	本社・工場	中国 (広州)
Suncall Technologies (SZ) Co., Ltd.	本社・工場	中国 (深圳)
Suncall (Guangzhou) Trading Co., Ltd.	本社	中国 (広州)
SUNCALL TECHNOLOGIES MEXICO, S.A. DE C.V.	本社・工場	メキシコ国 (アグアスカリエンテス州)
SUNCALL (Tianjin) Co., Ltd.	本社・工場	中国 (天津)

## (9) 従業員の状況

従業員数	前年度末比増減
2,453名	117名増

(注) 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員であります。

## (10) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	1,341
株式会社京都銀行	378
株式会社三井住友銀行	246
株式会社みずほ銀行	262

### (11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 70,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 34,057,923株 (内、自己株式2,073,353株)
- (3) 株主数 4,246名
- (4) 大株主 (自己株式を除く上位10名)

株主名	持株数 千株	持株比率 %
伊藤忠商事株式会社	8,509	26.6
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (退職給付信託口・株式会社神戸製鋼所口)	5,069	15.8
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	1,694	5.3
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/JASDEC/FIM/LUXEMBOURG FUNDS/UCITS ASSETS	1,020	3.2
株式会社京都銀行	768	2.4
サンコール従業員持株会	694	2.2
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	682	2.1
BNYM AS AGT/CLTS NON TREATY JASDEC	372	1.2
京都中央信用金庫	365	1.1
三井住友信託銀行株式会社	300	0.9

(注) 1. 持株比率は、当事業年度の末日における発行済株式 (自己株式を除く) の総数に対する割合であります。  
2. 自己株式数には、業績連動型株式報酬制度に係る信託口に残存する当社株式数は含まれておりません。

### (5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

- ・新株予約権の数  
5個
- ・目的となる株式の種類および数  
普通株式 5,000株（新株予約権1個につき1,000株）
- ・取締役、その他の役員の保有する新株予約権の区分別合計

	回次(行使価格)	行使期間	個数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	2015年度 株式報酬型(1円)	2015年8月1日 ~2025年7月31日	5個	1名
社外取締役	—	—	—	—
監査役	—	—	—	—

(2) 当事業年度中に当社使用人、子会社役員および使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役および監査役の氏名等 (2020年3月31日現在)

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
大谷 忠雄	取締役社長 (代表取締役)	
西室 喜永	専務取締役 (代表取締役) 営業本部長	
若林 正二郎	取締役 サスペンション部門長	
磯野 裕司	取締役 生産事業本部長 兼 精密機能加工Ⅱ部門長	サンコールエンジニアリング株式会社 取締役 SUNCALL AMERICA INC. 取締役 SUNCALL (Guangzhou) CO.,LTD. 監事 SUNCALL (Tianjin) Co.,Ltd. 監事
奈良 正	取締役 精密機能加工Ⅰ部門長	サンコール菊池株式会社 取締役 SUNCALL HIGH PRECISION (THAILAND) LTD. 取締役 HS POWER SPRING MEXICO,S.A.de C.V. 取締役
土井 俊英	取締役	伊藤忠オートモービル株式会社 取締役 経営企画室長
北山 修二	取締役	株式会社神戸製鋼所 執行役員 鉄鋼事業部門 神戸製鉄所長
藏本 一也	取締役	同志社大学大学院 ビジネス研究科 教授 関西学院大学経済学部 非常勤講師 公益財団法人関西消費者協会 理事長 関西テレビ放送株式会社 オンブズ・カンテレ委員会委員長 大阪いずみ市民生活協同組合 社会的責任評価検討委員会委員長 明治安田生命保険相互会社 消費者委員会委員 六甲カントリー倶楽部 理事競技委員長
平山 廣美	取締役	
吉岡 靖之	常勤監査役	
吉岡 正和	常勤監査役	
山浦 周一郎	監査役	伊藤忠商事株式会社 機械カンパニーCFO

- (注) 1. 取締役土井俊英、北山修二、藏本一也および平山廣美の4氏は、社外取締役であります。  
 2. 監査役吉岡靖之および山浦周一郎の両氏は、社外監査役であります。  
 3. 取締役藏本一也および平山廣美の両氏を株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。  
 4. 取締役西室喜永、藏本一也、監査役吉岡正和および山浦周一郎の4氏は、2020年6月24日開催の第103期定時株主総会終結の時をもって退任する予定です。

##### (2) 事業年度中に退任した取締役および監査役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当および重要な兼職の状況
山主 千尋	2019年6月25日	任期満了	当社 取締役会長 (代表取締役)
山代 芳喜	2019年6月25日	任期満了	当社 常勤監査役 (社外監査役)
尾田 浩	2019年6月25日	任期満了	当社 常勤監査役



### (3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役および各社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める額を最低責任限度額として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

### (4) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支給人数	報酬等の額
取締役	10名	189,911千円
監査役	5名	35,970千円

- (注) 1. 報酬等の額には、役員賞与を含んでおります。  
2. 上記報酬額には、2019年6月25日開催の第102期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名（うち社外取締役0名）に対して支給した、業績連動型株式報酬の額43,047千円を含んでおります。  
3. 上記報酬額には、2019年6月25日開催の第102期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名（うち社外取締役0名）および2019年6月25日開催の第102期定時株主総会終結の時をもって退任した監査役2名（うち社外監査役1名）を含んでおります。  
4. 取締役の報酬額は、2013年6月25日開催の第96期定時株主総会において、年額2億4,000万円以内（うち社外取締役の報酬等の額は年額2,000万円以内。取締役が使用人を兼ねる場合、その使用人分給与を含みません。）にて決議いただいております。なお、2016年6月24日開催の第99期定時株主総会において、株式報酬型ストックオプションを廃止し、上記報酬枠とは別枠で、社外取締役を除く取締役に対する業績連動型の株式報酬を、5年間の信託期間につき9億円（年額1億800万円相当）で決議いただいております。  
5. 監査役の報酬額は、1989年6月29日開催の第72期定時株主総会において月額500万円以内と決議いただいております。

### (5) 社外役員に関する事項

#### ① 重要な兼職先と当社との関係

- 社外取締役および社外監査役の重要な兼職先は、55頁に記載のとおりです。
- 取締役土井俊英氏の兼職先である伊藤忠オートモービル株式会社は、当社の主要株主である伊藤忠商事株式会社の連結子会社ですが、それ以外の特別な関係はありません。
- 取締役北山修二氏の兼職先である株式会社神戸製鋼所は、当社の主要株主であり、材料供給元ですが、それ以外の特別な関係はありません。
- 当社は取締役藏本一也氏の兼職先である同志社大学に対して、特定の研究を助成するための寄付を行ったことがあります。その総額は僅少であり、同大学と当社との間にそれ以外の特別な関係はありません。
- 監査役山浦周一郎氏の兼職先である伊藤忠商事株式会社は、当社の主要株主ですが、それ以外の特別な関係はありません。

② 社外役員の主な活動状況

区 分	氏名	主 な 活 動 状 況
社外取締役	土井俊英	2019年6月25日取締役就任以降に開催の取締役会10回のうち10回全てに出席し、国内外での経営に関する豊富な経験に基づき、客観的な視点で、当社経営上有用な発言を行っております。
社外取締役	北山修二	当事業年度開催の取締役会12回のうち12回全てに出席し、技術面を含め、客観的な視点で、当社経営上有用な発言を行っております。
社外取締役	藏本一也	当事業年度開催の取締役会12回のうち9回に出席し、同志社大学大学院ビジネス研究科教授として、財務・会計分野の専門性に基づき、客観的な視点で、当社経営上有用な発言を行っております。
社外取締役	平山廣美	当事業年度開催の取締役会12回のうち12回全てに出席し、上場企業での長年の法務部門責任者、常勤監査役としての実務経験から、コーポレート・ガバナンス、コンプライアンスの専門的な知見に基づき、客観的な視点で、当社経営上有用な発言を行っております。
社外監査役	吉岡靖之	当事業年度開催の取締役会12回のうち12回全てに出席し、また、監査役会14回のうち14回全てに出席し、コーポレート・ガバナンス、コンプライアンスについての専門的な知見に基づき、客観的な視点で、当社経営上有用な発言を行っております。
社外監査役	山浦周一郎	2019年6月25日取締役就任以降に開催の取締役会10回のうち7回に出席し、また、監査役会10回のうち7回に出席し、会計・財務に関する経験に基づき、客観的な視点で、当社経営上有用な発言を行っております。

③ 社外役員の報酬等の総額

区 分	支 給 人 数	報 酬 等 の 額
社外役員の報酬等の総額	7名	37,536千円

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

### (3) 事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

有限責任監査法人トーマツに支払った報酬等

- |                                    |          |
|------------------------------------|----------|
| ① 公認会計士法第2条第1項の業務の報酬等の額            | 46,000千円 |
| ② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 60,950千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の報酬について、前事業年度の監査実績と監査時間、監査計画の内容と報酬見積もりの算定根拠等について確認のうえ、検討を行った結果、全員一致で妥当と判断して同意しております。

次の当社子会社の計算関係書類の監査は、当社の会計監査人以外の監査法人が行っております。

子会社名	監査法人名
SUNCALL AMERICA INC.	Deloitte & Touche LLP
SUNCALL CO.,(H.K.)LTD.	Deloitte & Touche Tohmatsu
SUNCALL HIGH PRECISION(THAILAND)LTD.	Deloitte & Touche Tohmatsu Jaiyos Audit Co.,Ltd.
SUNCALL TECHNOLOGY VIETNAM CO.,LTD.	Deloitte Vietnam Company Ltd.
SUNCALL (Guangzhou) CO.,LTD.	Deloitte & Touche Tohmatsu Certified Public Accountants LLP
Suncall Technologies (SZ) Co.,Ltd.	Deloitte & Touche Tohmatsu Certified Public Accountants LLP
Suncall (Guangzhou) Trading Co.,Ltd.	Deloitte & Touche Tohmatsu Certified Public Accountants LLP
SUNCALL TECHNOLOGIES MEXICO,S.A. DE C.V.	Deloitte & Touche (Galaz, Yamazaki, Ruiz Urquiza, S.C.)
SUNCALL (Tianjin) Co.,Ltd.	Deloitte & Touche Tohmatsu Certified Public Accountants LLP

### (4) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である「連結子会社のJ-SOX対応に関する助言業務」および「コーポレート・ガバナンスに関する助言業務」を委託し、対価を計上しております。

(5) **会計監査人の解任または不再任の決定の方針**

解任方針

監査役会は会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかの規定に該当する場合、必要と認めるときは、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任する。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告する。

また、監査役会は同条に該当する場合およびその他これに類する場合、必要と認めるときは、株主総会に提出する会計監査人の解任議案の内容を決定する。

不再任方針

監査役会は会計監査人が以下に該当した場合、必要と認めるときは、株主総会に提出する会計監査人の不再任議案の内容を決定する。

- ・ 監査の品質の管理体制、その他の会計監査人の職務の遂行が適正に行われる体制が整備されず、適正な監査を実施されなくなった場合等、監査の遂行が著しく困難と認める場合。（会計監査人が「業務停止」等の行政処分をうけ、監査業務が困難であると判断された場合を含む）

## 連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	25,797	流 動 負 債	11,599
現金及び預金	8,743	支払手形及び買掛金	5,938
受取手形及び売掛金	9,444	短期借入金	381
商品及び製品	2,248	1年内返済予定の長期借入金	710
仕掛品	2,257	リース債務	195
原材料及び貯蔵品	2,329	未払金	3,031
その他	773	未払法人税等	118
固 定 資 産	25,124	賞与引当金	411
有形固定資産	19,524	その他	811
建物及び構築物	5,654	固 定 負 債	3,408
機械装置及び運搬具	8,493	長期借入金	1,519
土地	1,782	リース債務	629
リース資産	1,005	繰延税金負債	48
建設仮勘定	1,926	退職給付に係る負債	977
その他	661	株式給付引当金	72
無形固定資産	430	その他	162
投資その他の資産	5,169	負 債 合 計	15,008
投資有価証券	4,098	(純資産の部)	
長期貸付金	77	株 主 資 本	34,151
退職給付に係る資産	485	資 本 金	4,808
繰延税金資産	74	資 本 剰 余 金	2,823
その他	432	利 益 剰 余 金	27,567
資 産 合 計	50,921	自 己 株 式	△1,048
		その他の包括利益累計額	1,688
		その他有価証券評価差額金	2,095
		繰延ヘッジ損益	1
		為替換算調整勘定	△327
		退職給付に係る調整累計額	△80
		新株予約権	74
		純 資 産 合 計	35,913
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	50,921

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(自2019年4月1日 至2020年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	42,354
売上原価	35,814
売上総利益	6,540
販売費及び一般管理費	5,164
営業利益	1,375
営業外収益	
受取利息	19
受取配当金	157
為替差益	7
受取賃貸料	11
物品の売却益	103
その他	36
営業外費用	
支払利息	151
持分法による投資損失	147
支払補償	66
その他	9
経常利益	374
特別利益	1,336
固定資産売却益	4
投資有価証券売却益	563
その他	3
特別損失	572
固定資産売却損	2
固定資産廃棄損	18
在外子会社移転関連費用	119
その他	3
税金等調整前当期純利益	142
法人税、住民税及び事業税	1,766
法人税等調整額	576
当期純利益	66
親会社株主に帰属する当期純利益	1,123
	1,123

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査人監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2020年5月13日

サンコール株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
京都事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 石井尚志 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 岩淵貴史 ㊞

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、サンコール株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、サンコール株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類／監査報告

計算書類／監査報告

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



# 貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	17,927	流動負債	8,166
現金及び預金	5,301	買掛金	4,833
受取手形	227	リース負債	19
売掛金	7,394	未払金	2,636
商品及び製品	1,132	未払費用	170
仕掛品	1,627	前受収益	31
原材料及び貯蔵品	963	預り金	153
短期貸付金	0	賞与引当金	319
未収入金	779	その他	3
その他	501	固定負債	1,063
固定資産	24,886	リース負債	48
有形固定資産	11,602	繰延税金負債	85
建物	3,428	退職給付引当金	743
構築物	256	株式給付引当金	72
機械及び装置	4,004	その他	112
車両及び運搬具	6	負債合計	9,230
工具、器具及び備品	401	(純資産の部)	
土地	1,542	株主資本	31,413
リース資産	68	資本金	4,808
建設仮勘定	1,894	資本剰余金	2,823
無形固定資産	402	資本準備金	2,721
ソフトウェア	395	その他資本剰余金	101
電話加入権	6	利益剰余金	24,829
投資その他の資産	12,881	利益準備金	581
投資有価証券	1,359	その他利益剰余金	24,248
関係会社株式	10,751	技術研究積立金	2,800
従業員長期貸付金	0	設備改修積立金	2,450
関係会社長期貸付金	81	別途積立金	10,120
長期前払費用	81	繰越利益剰余金	8,878
前払年金費用	451	自己株式	△1,048
その他	157	評価・換算差額等	2,096
資産合計	42,814	その他有価証券評価差額金	2,095
		繰延ヘッジ損益	1
		新株予約権	74
		純資産合計	33,584
		負債・純資産合計	42,814

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(自2019年4月1日 至2020年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	27,596
売上原価	23,801
売上総利益	3,795
販売費及び一般管理費	3,550
営業利益	245
営業外収益	
受取利息	5
受取配当金	704
受取賃貸料	65
その他	38
営業外費用	
為替差損	34
賃貸費	54
支払補償費	67
その他	7
経常利益	895
特別利益	
固定資産売却益	2
投資有価証券売却益	563
その他	3
特別損失	
固定資産廃棄損	16
関係会社株式評価損	394
その他	3
税引前当期純利益	1,050
法人税、住民税及び事業税	248
法人税等調整額	9
当期純利益	791

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2020年5月13日

サンコール株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
京都事務所

指定有限責任社員 公認会計士 石井尚志 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 岩淵貴史 ㊞  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、サンコール株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第103期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類／監査報告

計算書類／監査報告

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第103期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツ の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツ の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月15日

## サンコール株式会社監査役会

常勤監査役 吉岡靖之 ㊟

常勤監査役 吉岡正和 ㊟

監査役 山浦周一郎 ㊟

(注) 常勤監査役吉岡靖之、並びに監査役山浦周一郎は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上



# 当社へのご案内

## ■阪急電鉄

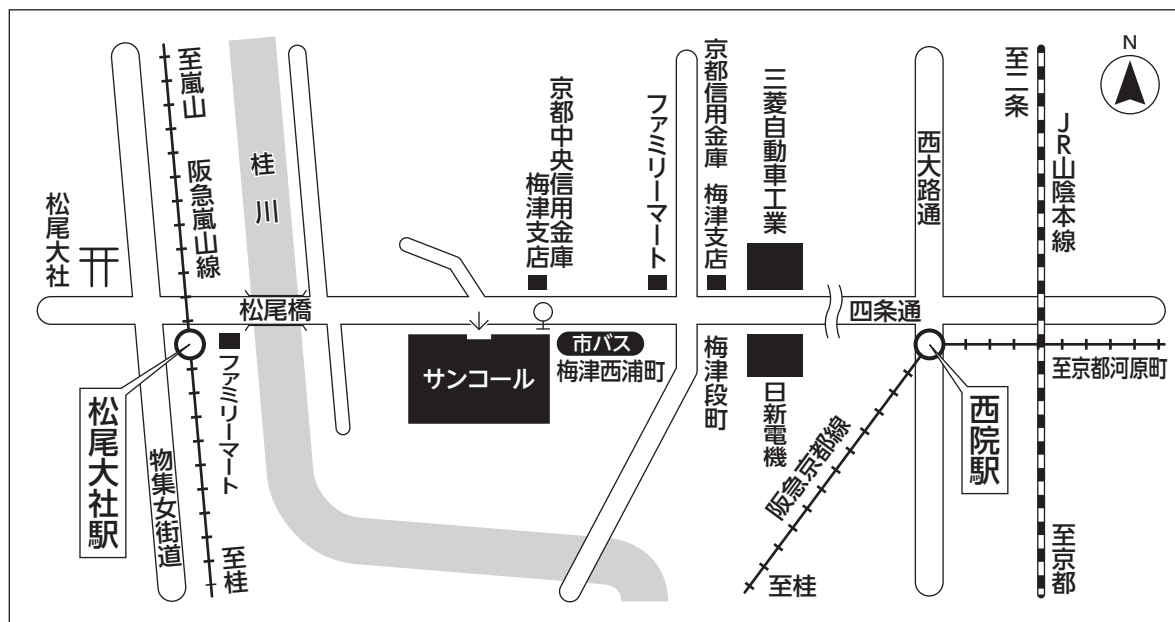
- 嵐山線 松尾大社駅より 東へ徒歩10分

## ■市バス

- 京都駅より：28系統「梅津西浦町」下車
- 京都駅八条口より：71系統「梅津西浦町」下車
- 西大路四条（阪急電鉄 京都線 西院駅）より：  
3・28・29・67・71系統「梅津西浦町」下車

## ■タクシー

- 京都駅～梅津西浦町…約25分
- 阪急電鉄京都線 西院駅～梅津西浦町…約10分



- ◎ 本年から、株主総会ご出席株主様へお配りしておりましたお土産は取り止めさせていただくこととなりました。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。